

鎌倉市災害廃棄物処理計画（素案）

【改訂版】

令和 8 年(2025年) 3 月

鎌倉市環境部

目次

本編

第Ⅰ編 総論

第Ⅰ章 基本的事項の整理	1
第Ⅰ節 計画の目的	1
第Ⅱ節 計画の位置付け	2
第Ⅲ節 対象とする災害	3
1 地震災害	3
2 風水害	4
3 災害規模の区分と適用する措置の考え方	4
第Ⅳ節 対象とする災害廃棄物	6
第Ⅴ節 処理計画の基本的な考え方	7
1 基本方針	7
2 処理フロー	8
3 処理主体	8
4 処理期間	9
5 対象とする業務	11
第Ⅵ節 一般廃棄物処理施設等	13
1 既存処理施設の概要	13
2 仮設処理施設の設置と撤去	15
第Ⅱ章 組織及び協力体制	16
第Ⅰ節 庁内体制	16
1 災害対策本部	16
2 廃棄物処理担当部の役割	17
3 情報収集	19
4 連絡体制・連絡手段	22
5 市民への広報手段と内容	24
6 相談窓口の設置	25

第2節 協力・支援体制	26
1 広域的な相互協力体制	26
2 国との連携	27
3 自衛隊・警察・消防との連携	28
4 神奈川県との連携	28
5 地方自治体との連携	30
6 民間事業者との連携	32
7 市民との協働	33
8 ボランティアとの連携	33

第2編 災害廃棄物処理

第1章 災害により発生する廃棄物	34
第1節 処理フロー	34
第2節 発生量の推計	35
第3節 仮置場	37
1 種類と役割	37
2 必要面積の算定	37
3 候補地の選定	37
4 管理運営	38
第4節 収集運搬	41
1 木くず等	41
2 片付けごみ	41
3 有害廃棄物・適正処理困難物	41
4 津波堆積物	41
第5節 分別・処理・再資源化	42
第6節 配慮すべき事項	44
1 思い出の品等の取扱い	44
2 路上の廃棄物の撤去	44
3 歴史的遺産・文化財等への配慮	44

第7節 事業者から排出される災害廃棄物	45
1 事業活動に伴う廃棄物	45
2 事業者から排出される災害廃棄物の処理	45
第8節 環境対策・モニタリング	45
第2章 生活ごみ・避難所ごみ	47
第1節 処理方針	47
第2節 処理フロー	47
第3節 発生量の推計	48
第4節 収集運搬	49
1 生活ごみ	49
2 避難所ごみ	49
第5節 分別・処理・再資源化	49
第3章 仮設トイレ・し尿	50
第1節 処理方針	50
第2節 処理フロー	50
第3節 仮設トイレ	51
1 仮設トイレの設置	51
2 仮設トイレの維持管理	51
第4節 発生量の推計	51
1 し尿発生量	51
2 仮設トイレの必要基数	52
第5節 収集運搬	53
第6節 処理	53
第7節 仮設トイレの撤去	54
第4章 損壊家屋等の解体・撤去	55
第1節 実施主体と解体撤去の手続き	55
第2節 石綿対策	57
第3節 解体業者・有害物質等使用事業所等に係る指導	58

第5章 平時の準備・対応	59
第1節 収集運搬	59
1 収集運搬ルート of 想定	59
2 資機材等の事前確保と管理	59
第2節 仮置場候補地の選定・確保	60
第3節 許認可の取扱い	60
1 関連法令等の把握	60
2 仮施設の設置に係る手続き	60
第4節 職員の教育・訓練	61
1 職員への周知及び講習会・研修会等への参加	61
2 訓練の実施	61
 第6章 その他事項	 62
第1節 補助金の活用	62
1 災害補助金制度の種類	62
2 申請手続	63
3 堆積土砂排除事業（国土交通省）との連携	64
第2節 復興資材の活用	65
第3節 廃棄物処理法による再委託禁止の緩和	65
第4節 災害廃棄物処理実行計画	65
1 災害廃棄物処理実行計画の策定	65
2 災害廃棄物処理実行計画の見直し	65

第1編 総論

第1章 基本的事項の整理

第1節 計画の目的

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災、平成28年（2016年）熊本地震、令和5年（2023年）能登半島地震では、多くの災害廃棄物及び津波堆積物が発生し、その処理が大きな課題となった。平成27年（2015年）9月に発生した関東・東北豪雨、令和元年（2019年）房総半島台風及び東日本台風等の大規模な水害も頻発しており、近い将来大きな被害をもたらすと予測される南海トラフ巨大地震や都心南部直下地震等の発生が想定されている。

東日本大震災を契機に、平成26年（2014年）には環境省から「災害廃棄物対策指針」（平成26年（2014年）3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）が示され、平成30年（2018年）に改定された同指針（平成30年（2018年）3月、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）では、市町村において、国及び県の関連指針や計画等との整合を図り、災害廃棄物処理計画を策定することが求められている。平成27年（2015年）8月には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年（1970年）法律第137号）が改正され、第2条の3に非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が定められた。

本市においては、大規模な地震や風水害等の災害が発生した場合、鎌倉市地域防災計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する必要な措置がとられることとなる。地震及び風水害によるがれきや片付けごみ等の廃棄物、避難所からの生活ごみやし尿は、一時的に大量発生することが想定されるが、それらの処理に当たる職員の被災状況、収集運搬機材や処理施設の被害状況、さらには交通事情の悪化等により、その対応には相当の困難や混乱が生じることも想定される。そのような中であっても災害により発生した廃棄物を、適正かつ迅速に処理し、市民の生活基盤の早期復旧と生活環境の保全が図られなければならない。

よって、平成19年3月に災害廃棄物の円滑で適切かつ着実な処理の推進を目的として、鎌倉市災害廃棄物等処理計画を策定し、その後、東日本大震災を初めとする災害廃棄物の処理に関する多くの教訓を踏まえ、平成30年3月に鎌倉市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）と名称を改め、より実効性のある内容に改訂を行った。

前回の改訂から一定の年数を経過したことから、今回、災害廃棄物対策指針及び災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（令和5年（2023年）4月、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等を参考にするとともに、神奈川県災害廃棄物処理計画（令和6年（2024年）3月）及び神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（令和4年（2022年）6月）とも整合を図り、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限に抑えることを目的に本計画を改訂するものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、国が定める環境省防災業務計画（令和6年（2024年）4月4日、環境省訓令第8号）、災害廃棄物対策指針及び災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン等を参考にするとともに、神奈川県災害廃棄物処理計画や神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル、鎌倉市地域防災計画や鎌倉一般廃棄物処理基本計画等との整合を図り、策定するものとする。

また、平時から本計画の点検を行うとともに、災害廃棄物処理対策に関わる方針や被害想定の見直し、新たな知見等に応じ、適宜見直しを行うこととする。

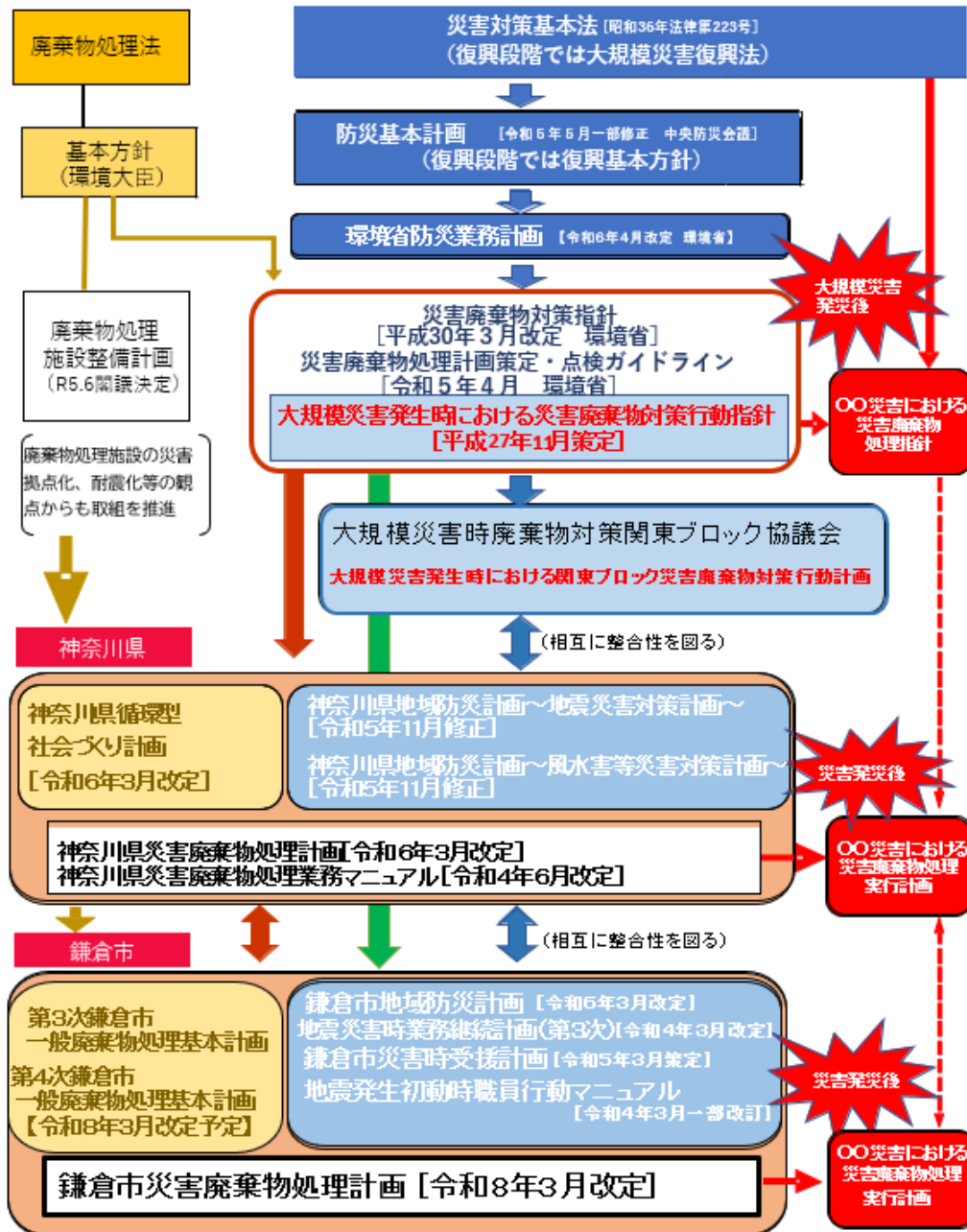


図1-1 本計画の位置付け

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に加筆

第3節 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、風水害及びその他自然災害を対象とする。

地震災害は、地震動で生じる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他の異常な現象により生じる被害を対象とする。風水害は、大雨、台風、落雷等による多量の降雨で生じる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、がけ崩れ等の被害を対象とする。

本計画で被害を想定し、災害廃棄物発生量等の推計を行う地震災害及び風水害を次に示す。

1 地震災害

神奈川県災害廃棄物処理計画及び鎌倉市地域防災計画の想定地震のうち、発生確率及び被害想定を踏まえて、表1-1に示す5つの地震を対象とする。

表1-1 想定対象地震

想定する地震災害	マグニチュード	神奈川県内で想定される最大震度	発生確率	選定理由
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70%	国が防災対策の主眼に置く地震で、地震発生 of 切迫性も高いため。
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生	県西部に大きな被害が発生した場合の県内の応援体制等が必要な地震で、地震発生 of 切迫性も高いため。
三浦半島断層群地震*	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内6～11%	国の地震防災戦略の対象としている地震で、地震発生 of 切迫性も高いため。
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	南海トラフの地震は30年以内80%程度	国が防災対策の主眼に置く地震で、地震被害調査で推計される津波高・浸水域等で本市において最大クラスの津波被害が想定され、地震発生 of 切迫性も高いため。
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内ほぼ0%～6%（200年から400年の発生間隔）	国が長期的な防災・減災対策として考慮している地震のため。

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年（2025年）3月）及び鎌倉市地域防災計画（令和6年（2024年）3月）から引用・加筆

2 風水害

風水害は、過去20年の間に市内において最も被害規模が大きかった平成16年（2004年）の台風22号及び23号を参考にする。なお、昨今の暴風雨による被害状況等に鑑み、被害想定及び推計結果を上回る可能性が十分にあることに留意する。

表1-2 想定対象風水害

想定する風水害	被害状況	選定理由
平成16年の台風22号及び23号	全壊/半壊 : 12棟 床上/床下浸水 : 335棟 一部損壊 : 184棟 がけ崩れ : 381件	過去20年間に発生した風水害の中で被害が最大であり、連続して到来した台風により、被害が連続し、継続的に水害による廃棄物が排出されたため。

出典：鎌倉市地域防災計画（令和6年（2024年）3月）

3 災害規模の区分と適用する措置の考え方

各災害は規模に応じて、表1-3のとおり、「通常災害」、「非常災害」、「大規模災害」に区分する。また、適用する措置の考え方を図1-2に示す。

なお、非常災害に該当するかは市長が判断するものとし、特に被害が大きい災害は、国により大規模災害の判断が示される。

表1-3 災害規模の区分

通常災害	日常的に起こりうる自然災害を指し、被害規模が小さく通常の処理体制の範囲内でできる災害
非常災害	被害の規模が大きく、地域社会に甚大な影響を与えるものを指し、通常の処理体制では対応できない災害
大規模災害	広範囲にわたり、甚大な被害が発生するものを指し、国が指定する「激甚災害」を含む。

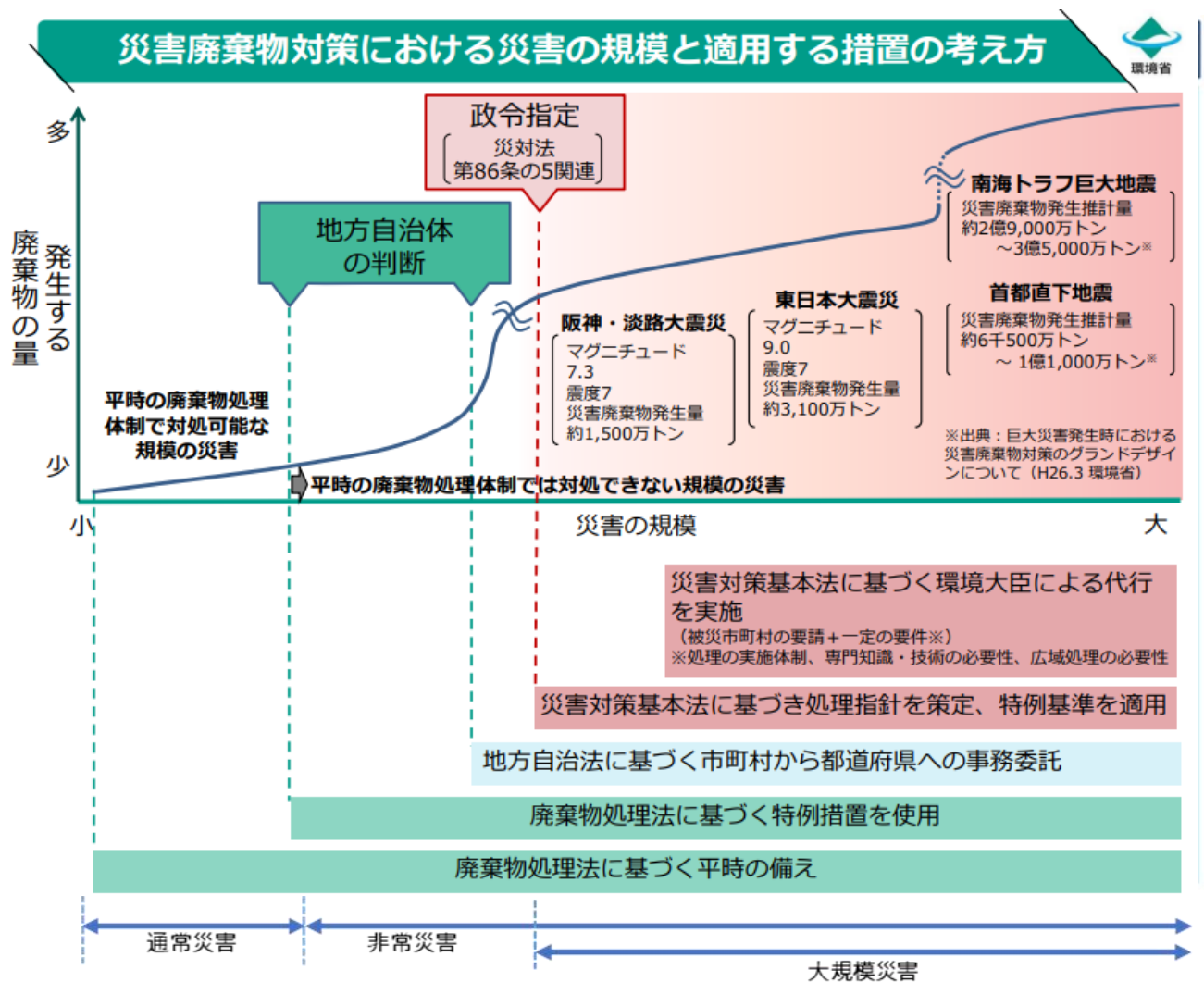


図1-2 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

出典：「廃棄物処理法、災害対策基本法の平成27年度改正の概要」に加筆

第4節 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震、風水害及びその他自然災害等の「災害により発生する廃棄物」と被災者や避難者の「生活に伴い発生する廃棄物」に分けられる。

「災害により発生する廃棄物」の種類及び廃棄物の例を表1-4、「生活に伴い発生する廃棄物」の種類及び廃棄物の例を表1-5に示す。

表1-4 災害により発生する廃棄物の種類と廃棄物の例

種類		廃棄物の例
災害により発生する廃棄物	木くず	柱、梁、壁材、水害や津波等による流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	畳・布団※	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受けて使用できなくなったもの
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートくずや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場等から発生する原料及び製品等
	廃家電※ (4品目)	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電、その他家電	被災家屋から排出される小型家電等家電4品目以外の家電製品で災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等※	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	適正処理困難物	ピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード等、廃船舶など
	有害廃棄物、危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA(クロム銅ヒ素系木材保存剤)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもの、農地土壌等が津波に巻き込まれたもの

※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年（2018年）3月）に加筆・修正

表1-5 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の種類と廃棄物の例

種類		廃棄物の例
るい生 廃発活 棄生に す伴	生活ごみ	家庭（仮設住宅を含む）から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所等から排出される生活ごみ及び使用済み携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ及び被災世帯のし尿、浄化槽汚泥

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年（2018年）3月）に加筆・修正

第5節 処理計画の基本的な考え方

発生した災害廃棄物の処理に係る基本方針、処理フロー、処理期間及び処理主体を整理する。

1 基本方針

災害規模や被害状況に応じた柔軟な対応を図り、次の5つの方針に基づき、適切かつ迅速に災害廃棄物の処理を行う。

方針1 計画的かつ効率的な処理

大量に発生する災害廃棄物に対応するため、様々な状況のもと、計画的かつ効率的な処理を行う。

また、既存処理施設で処理しきれない場合は、国や県、周辺自治体との協力体制や民間事業者と連携したバックアップ体制の構築を進め、災害廃棄物の計画的かつ効率的な処理を行う。

方針2 生活環境の保全

災害廃棄物として石綿やPCB等が発生することが予想されるとともに、有害廃棄物の保管場所等も被害を受ける可能性がある。また、廃家電も大量に排出されることが予想されるため、フロン等の適正な処理が必要となる。

災害時の状況下においても、生活環境に十分配慮して処理を行う。

方針3 迅速かつ衛生面、安全面に配慮した対応

市民の生活環境、衛生環境及び都市機能を回復するために、迅速かつ衛生面に配慮するとともに、作業環境の安全確保に留意して処理を行う。

方針4 リサイクル・減量化の推進

本市は、最終処分場を持っておらず、平時において、廃棄物の焼却量や最終処分量の最小化を目標としている。災害時に排出される廃棄物においても、できる限り分別を実施し、リサイクルを推進するなど、焼却量及び最終処分量の低減に努める。

方針5 関係機関との連携

災害時に、優先度が高いごみから処理を迅速かつ効率的に行うため、平時から、市民、事業者、関係団体と連携し災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備する。

2 処理フロー

災害廃棄物の処理フローを図1-3示す。

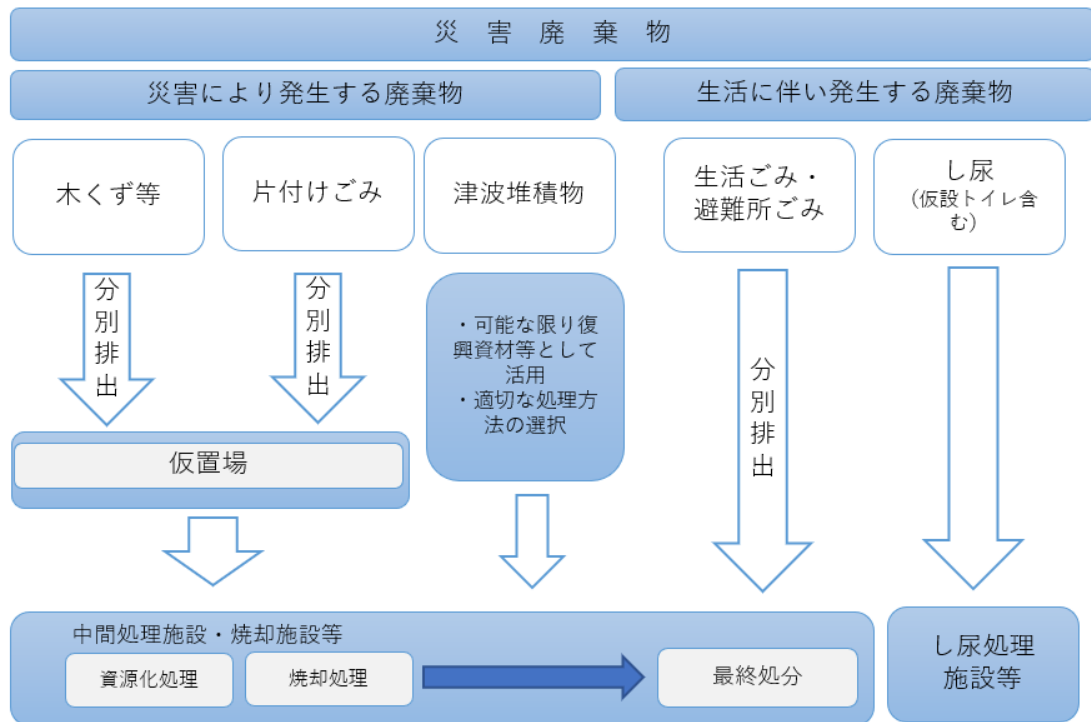


図1-3 災害廃棄物の処理フロー

3 処理主体

災害廃棄物を含む一般廃棄物の処理責任は市にあり、原則として市が処理主体となる。

災害の規模等によって市での処理が困難な場合には、広域処理や県への事務委託等により処理を行う。

また、災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理を行うためには、行政のみならず、市民や事業者の協力が不可欠であることから、それぞれの役割についても整理する。

(1) 市の役割

災害廃棄物は、原則として一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定により、市が処理主体を担う。

発災後は、本計画に基づき、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な対策を講じるとともに、廃棄物処理に関する事項について市民及び事業者に情報提供を行う。

本市の被災状況から、平時の処理体制で対応できない場合は、関係市町村及び各団体と連携を図りながら広域処理体制を整備して処理するほか、必要に応じて地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、災害廃棄物の処理に関して県に事務委託を行う。

【参考】市町村から県への事務委託

市町村の被災状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、市町村による処理が非常に困難な場合、一部又は全部の事務について県が地方自治法第252条の14の事務委託に基づき、市町村に代わって処理を行う。

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画（令和6年(2024年)3月） 抜粋

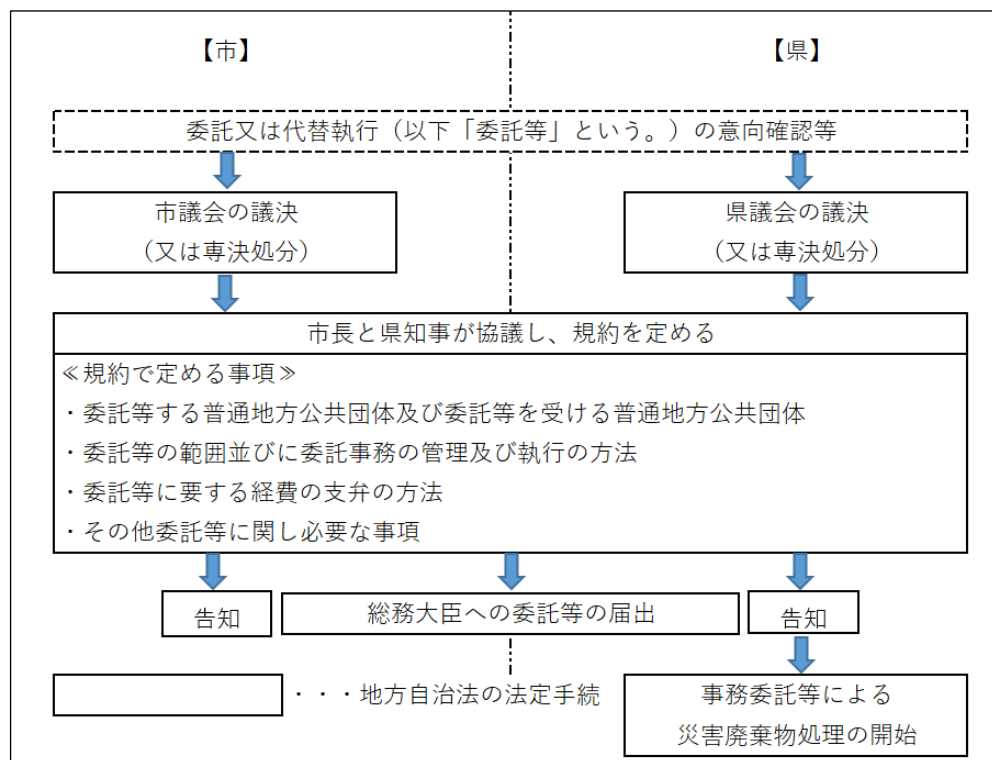


図1-5 神奈川県への事務委託に係る手続きの流れ

出典：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（令和4年(2022年)3月）

(2) 市民の役割

本市が発信する情報を踏まえ、適正に分別を行うとともに、指定の場所及び時間帯に排出するなど、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に協力する。

(3) 事業者の役割

原則として事業者は、自らの責任において災害廃棄物の処理を行い、適切な分別と再利用・再資源化に努めるとともに、本市が行う災害廃棄物の処理に協力する。

また、災害時の生活ごみや建築物の解体・撤去に伴う木くず等の排出方法、有害廃棄物及び処理困難物の処理方法等について、本市が行う啓発活動に協力し、情報を共有するとともに、発災時に適切な対応ができるよう平時から体制を整備する。

4 処理期間

災害廃棄物の処理期間は、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を参考に、図1-4のとおり、3年以内を目標とする。ただし、災害規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定する。

地震災害では、まず生活環境に支障が生じる災害廃棄物を1年以内に仮置場に移動させ、その他の災害廃棄物を順次仮置場に搬入して処理を行う。3年以内には、全て仮置場から撤去し、処理完了とする。

風水害等は、過去の事例から3か月以内を目標として計画を策定する。

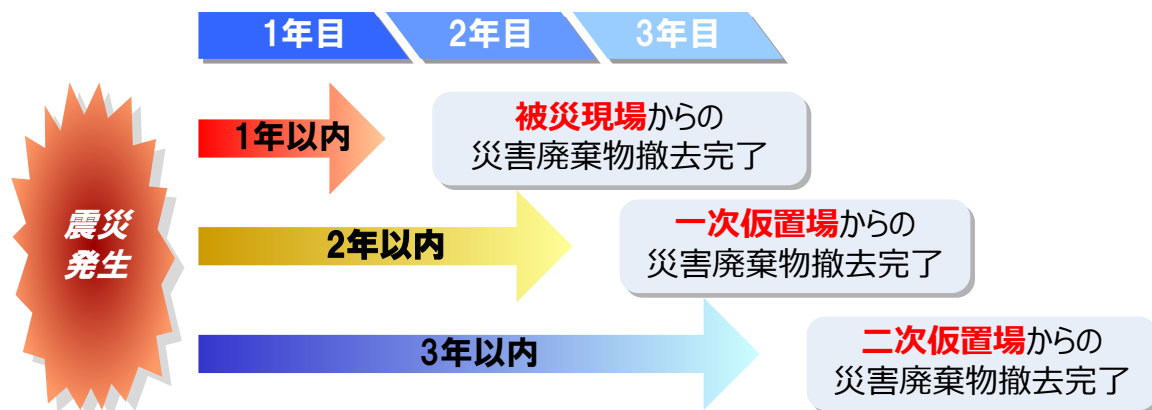


図1-4 災害廃棄物の処理期間の目安

5 対象とする業務

本計画の対象とする業務を図1-6、発災後の時期区分と特徴を表1-6に示す。

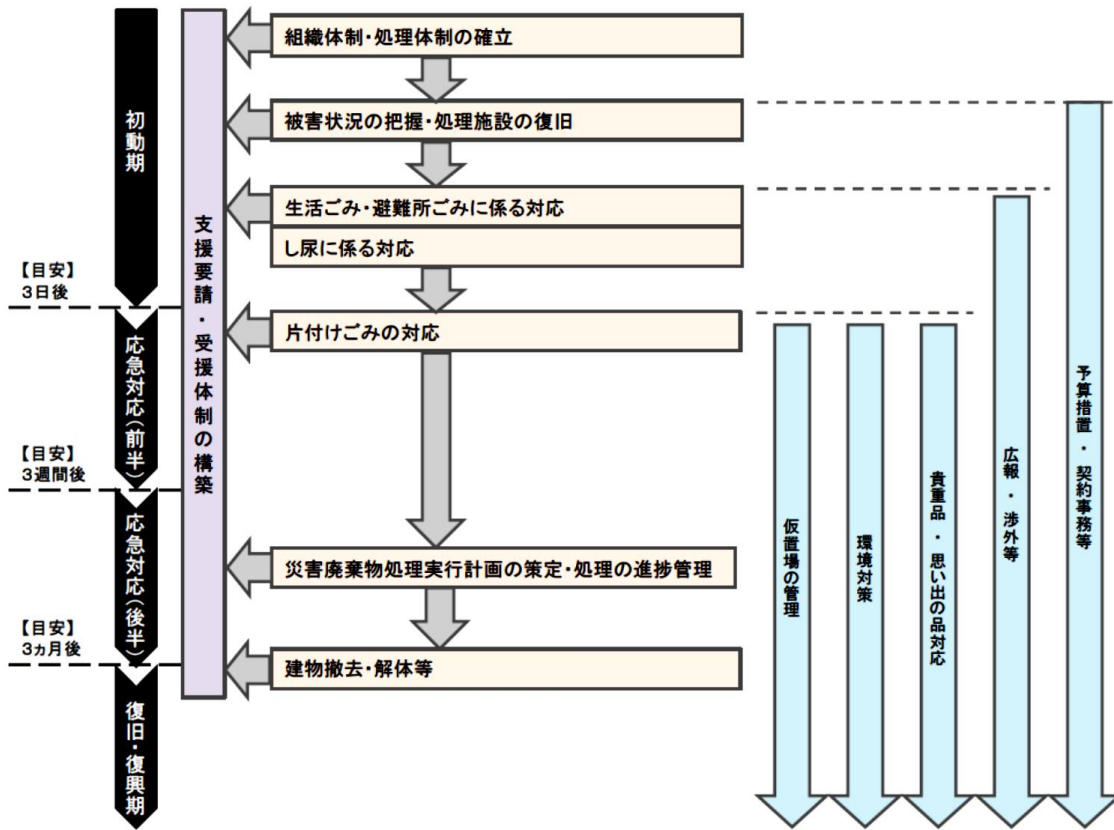


図1-6 対象とする主な業務の流れ

出典：浜松市「浜松市災害廃棄物処理計画」（令和7年(2025年)4月）抜粋

表1-6 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
事前対応		台風接近や前線の停滞等による水害が発生する おそれがある時期（以下「災害発生懸念時」という。）（組織体制の確認、市町村への助言・情報提供、関係事業者団体への情報提供、県民等 への呼びかけ等を行う。	災害発生懸念時に業務に着手
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応(前半)	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応(後半)	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヵ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年(2018年)3月）に加筆

【参考】市職員による発災後初動期及び応急対応(前半)の動き

市区町村の一般廃棄物部局職員による災害時初動対応の全体像は以下のとおりである。

・発生から12時間以内（水害の場合は、発災前から実施）

まずは、安全及び組織体制の確保が必要となる。職員は、身の安全を確保したのち、当部局職員の参集状況を確認した上で、災害時組織体制に移行する。

・発生から24時間以内

生活ごみ等の収集運搬の継続可否や災害廃棄物及び避難所ごみ等のおおよその発生量を把握するための市区町村全体の被害状況（建物被害等）、道路交通情報、収集運搬車両及び廃棄物処理施設等の被害情報を災害対策本部と連携し収集する。その上で、被害状況を踏まえて仮置場を選定する。

・発生から3日以内

この時期までに、片付けごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿の収集運搬の体制を確保するとともに、被災していない地域の生活ごみやし尿の収集運搬体制を維持する。（必要に応じて、収集品目の制限についても可能な範囲で検討する。）

また、仮置場の開設概要（場所、受入時間、受入品目等）について、当該住民に周知する。なお、被災市区町村単独での対応は困難であることが想定されるため、同じ都道府県内の市区町村、他の都道府県、関係省庁、事業者等からの支援を受けることも視野に入れて検討いただきたい。

・発生から1週間以内

仮置場の適切な管理・運営が実施されるよう、体制を構築する。仮置場などの管理業務については、他の自治体や建設事業者等への委託を早期に行い、当部局職員は、処理方針や計画の策定、他部局や事業者・関係団体等との連絡調整・契約手続等の事業全体に係る業務に注力することが望ましい。

・発生から3週間

初動対応以降の処理方針を検討するため、災害廃棄物及び避難所ごみ等の発生量を推計するための情報収集活動を継続するとともに、災害廃棄物処理のスケジュールと処理・処分の方法についての検討を開始する。

出典：環境省「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」

（令和3年(2021年)3月改訂）

第6節 一般廃棄物処理施設等

1 既存処理施設の概要

市内に配置する一般廃棄物処理施設等の処理能力は表1-7のとおり、広域処理施設の処理能力は表1-8のとおりである。

また、停電・断水による再稼働までの想定期間と、各施設の稼働可能性を表1-9のとおり整理する。

表1-7 本市の既存処理施設の処理能力

施設		稼働時間	定格処理能力 (実処理能力)
破 碎	今泉クリーンセンター	5 h/日	50 t/日
圧 縮	今泉クリーンセンター	5 h/日	10 t/日
し 尿	深沢クリーンセンター	—	100 kℓ/日 下水道へ無希釈直接放流
選 別	笛田リサイクルセンター	5 h/日	飲食用カン・ビン：20 t/日 紙類：20 t/日
積 替	名越中継施設(整備中)	可燃ごみを積替 ＊令和10年度中竣工予定 ＊稼働時間：8h/日 定格処理能力：120 t/日 コンパクト・コンテナ方式 破碎設備：4 t/日 (鎌倉市名越中継施設整備基本計画より抜粋)	
その他	植木剪定材受入事業場	植木剪定材の受け入れ	
	坂ノ下積替所	収集ごみを積替 (燃えないごみ、危険・有害ごみ、使用済み食用油、製品プラスチック)	

表1-8 広域処理施設の処理能力

施設		稼働時間	定格処理能力
焼 却	逗子市環境クリーンセンター	24 h/日	70 t/日×2基

表1-9 停電・断水時の稼働可能性

施設名	今泉クリーンセンター	笛田リサイクルセンター	深沢クリーンセンター	名越中継施設(整備中)
停電時	△一部稼働不可能 搬出のみ	× 稼働不可能	× 稼働不可能	○ 稼働可能
	発電機あり ※手動での切替	非常用電源あり	発電機・非常用電源なし	発電機設置予定 (8時間を想定)
	各施設の運転に用いる電源は確保できない			
断水時	○ 稼働可能	○ 稼働可能	○ 稼働可能	○ 稼働可能
	ごみの受入れには影響はない。	コンテナの洗浄をしなければ、その他の施設の稼働には水を使用していないので稼働可能と想定される。	受水槽(6 m ³)の水で半日程度は稼働可能と想定される。	ごみの受入れには影響はない。

○停電時：当日～1週間後

阪神・淡路、東日本大震災の実績から復旧まで最大期間を1週間と見込む。
非常用電源は復旧までの応急対応となる。

○断水時：翌日～

非常用水源の確保は困難であるため、稼働に水を必要とする施設は、復旧まで運転できないと想定される。

2 仮設処理施設の設置と撤去

既存処理施設において、処理が困難な場合は、仮設処理施設の設置を検討する。

仮設処理施設は、既存処理施設では処理しきれない災害廃棄物进行处理するために一時的に設置する施設であり、破碎・選別施設のみを設置する場合や破碎・選別施設と焼却施設を設置する場合等がある。

想定される仮設処理施設の概要を表1-10、仮設処理施設の設置フローを図1-7に示す。

また、本市で仮設処理施設を設置した場合は、法令を遵守し、運営、管理を適切に行うとともに、解体・撤去に当たっては、関係法令を遵守し、労働基準監督署など関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討する。

施設が、神奈川県への事務委託により複数市町村合同で設置された場合、設置後の管理・運営及び撤去は原則として、神奈川県が行う。

表1-10 仮設処理施設の概要

	施設種別		主な処理対象
仮設処理施設	破碎・選別施設	混合物 破碎・選別施設	可燃系混合廃棄物 不燃系混合廃棄物
		コンクリートくず 破碎・選別施設	コンクリートくず
		木くず 破碎・選別施設	木くず
	焼却施設		可燃物 (リサイクルできないもの)
	津波堆積物処理施設		津波堆積土砂

出典：環境省 地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き（令和3年(2021年)5月）

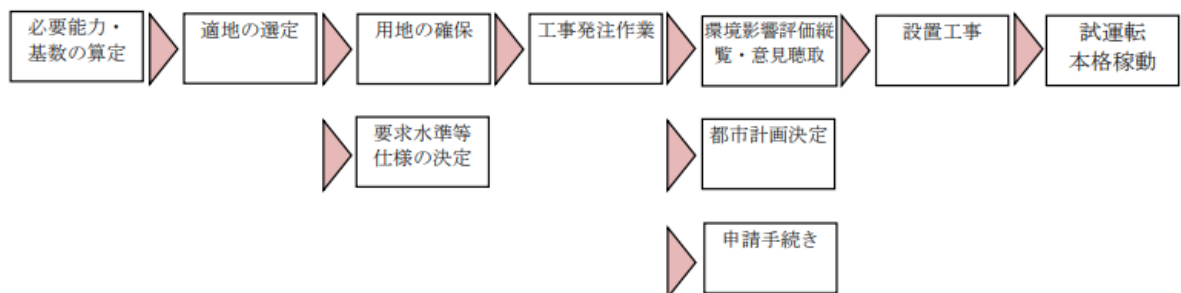


図1-7 仮設処理施設の設置フロー（例）

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画（令和6年(2024年)3月）

第2章 組織及び協力体制

第1節 庁内体制

1 災害対策本部

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、鎌倉市災害対策本部が設置され、環境部長の指揮の下、環境政策班、清掃班、美化衛生班を組織し、災害廃棄物の処理等を担う。

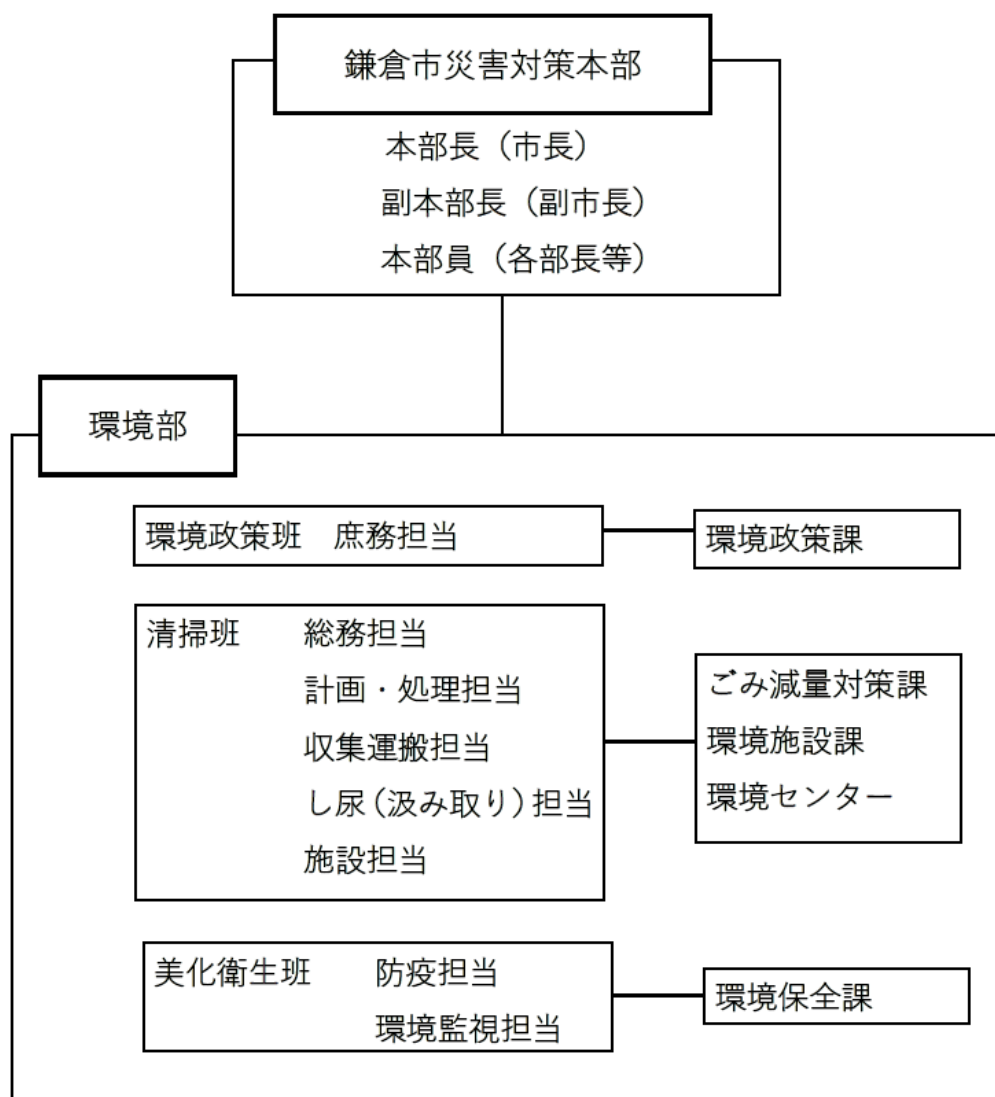


図1-8 災害時の庁内組織体

2 廃棄物処理担当部の役割

環境部内には、表1-11に示すとおり、3班（環境政策班、清掃班、美化衛生班）、8担当（庶務担当、総務担当、計画・処理担当、収集運搬担当、し尿（汲み取り）担当、施設担当、防疫担当、環境監視担当）を置く。

当該体制は、発災当初から災害廃棄物の処理が本格化する3か月程度までの時期を想定し、被害の状況を正確に把握して、他部局と連携を図りながら、災害廃棄物の処理に当たる。

なお、職員の参集状況を勘案し、必要に応じて組織体制の変更や、他部署からの職員の増強等を図り、災害廃棄物処理体制を確立する。

また、各担当は、分担業務についての詳しい手順等を記載した業務マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行う。

表1-11 災害応急対応時の部内体制及び業務内容

班	担当	担当課等	主な分担業務
（環境政策班） 環境政策課長	庶務担当	●環境政策課	【随時】 ・環境部内の全体管理 ・災害対策本部（本部事務局等）との総合調整 ・神奈川県及び横須賀三浦現地災害対策本部への連絡・報告 ・協力支援の要請 【初動期】 ・職員参集状況の確認、人員配置計画(環境部内) ・被災状況等の情報集約と部内共有 ・連絡用機材・連絡体制の確保 【応急対応前半】 ・応援人員の受入体制整備（受援計画） （他市町村等の応援職員・NPO・ボランティア団体等） 【応急対応後半】 ・国庫補助事務・経理事務 ・関連書類の整理、保管
（ごみ減量対策課長・環境施設課長・清掃班）	総務担当	●ごみ減量対策課	【随時】 ・市民からの相談等受付 ・市民周知及び情報発信のとりまとめ、実施 ・取材対応 ・所管業務による協力支援要請の検討 【応急対応前半】 ・家屋の解体撤去に関する事務
	計画・処理担当	●ごみ減量対策課 ・環境センター [今泉クリーンセンター 笛田サイクルセンター]	【随時】 ・所管業務による協力支援要請の検討 【初動期】 ・資源化委託事業者の被災状況調査、報告 ・分別・処理・再資源化方針の策定 ・発生量推計の見直し(がれき（適正処理困難物を含む）、津波堆積物、生活ごみ) ・がれき等の処理先の調整及び委託業務 ・仮置場の選定・開設・委託（運搬含む）・運用 【応急対応後半】 ・災害廃棄物処理実行計画の策定・進行管理
	収集運搬担当	●環境センター [今泉クリーンセンター 笛田サイクルセンター] ・ごみ減量対策課	【随時】 ・所管業務による協力支援要請の検討 【初動期】 ・収集運搬体制の構築 ・クリーンステーションの被災状況調査、報告 ・収集運搬車両等（委託事業者も含む）の被災状況調査・報告

環境センター課長		(戸別収集担当)	・収集及び施設搬入の一時停止について検討 ・運搬可能経路の把握と生活ごみ・避難所ごみの収集体制の構築 ・一時的な仮置場から仮置場までの運搬体制の構築 ・市民への周知 【応急対応前半】 ・収集・処理体制の復旧
	し尿 (汲み取り) 担当	●ごみ減量対策課 ・環境センター 【深沢クリーンセンター】	【随時】 ・所管業務による協力支援要請の検討 【初動期】 ・発生量推計の見直し ・収集運搬体制の構築 ・委託事業者及び下水道終末処理場等の被災状況の調査、報告 ・運搬可能経路の把握とし尿の処理及び収集体制の構築 ・市民への周知 【応急対応前半】 ・収集・処理体制の復旧
	施設担当	●環境施設課 ・環境センター 【今泉クリーンセンター 笛田リサイクルセンター 深沢クリーンセンター】	【随時】 ・所管業務による協力支援要請の検討 【初動時】 ・施設の被災状況の調査、報告 (下水道終末処理場及び下水道管渠を除く) ・施設の安全性確認及び補修 ・広域処理(4市1町等)に関する調整 【応急対応後半】 ・仮設施設の開設、運用、撤去
美化衛生班 (環境保全課長)	防疫担当	●環境保全課	【随時】 ・所管業務による協力支援要請の検討 【初動期】 ・防疫対策の検討、実施 【応急対応前半】 ・不法投棄等の監視活動の検討、実施
	環境監視担当		【随時】 ・所管業務による協力支援要請の検討 【初動期】 ・被災地の環境調査・環境管理 ・廃棄物処理に係る環境汚染・健康被害の防止対策の検討 【応急対応前半】 ・神奈川県動物救護本部・湘南獣医師会との連絡調整

※1 班名欄は、「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」の災害対策本部機構及び事務分掌に準じる。

※2 担当課等欄の●は中心となる担当課を示しており、必要に応じて臨時編成体制により業務に当たる。

3 情報収集

本市が収集すべき情報の例を表1-12から表1-14に示す。

迅速かつ的確に対応するため、正確な情報把握と速やかな情報伝達を行う必要があるため、各班で収集した情報は庶務担当に集約し、災害対策本部及び関係機関等との共有及び調整を図る。また、時間の経過とともに被害状況が明らかになるため、定期的な情報収集を行い、共有を図る。

表1-12 収集すべき情報リスト(初動期：例)

初動期（発災後数日間）						
	災害対策本部への伝達・庁内から収集すべき情報	情報の区分			情報入手先	情報提供先
		被災状況	収集運搬	発生量		
災害対策本部への伝達情報	環境部内の職員参集状況、人員配置、追加職員の必要性等	○			各担当	本部連絡班 (総務班)
	協力支援の依頼内容と結果報告	○			各担当	本部連絡班
	処理施設・直営の収集運搬資機材・委託業者の被災状況	○			施設担当 収集運搬担当 計画・処理担当	本部連絡班
	クリーンステーションの状況報告、収集体制の考え方	○			収集運搬担当	本部連絡班
	道路障害物、公共・事業所等のがれきの受入れ可能性等	○			計画・処理担当 収集運搬担当	本部連絡班
	他市・民間事業者等への人員、資機材等の支援の要請	○			各担当	本部連絡班
	広報が必要な内容、媒体、頻度等	○			収集運搬担当 し尿担当 防疫担当	本部連絡班 (秘書広報班)
	市民からの苦情や相談の件数、内容、回答等	○			総務担当	本部連絡班

庁内（災害対策本部）から得る情報	災害対策本部・関係機関の連絡体制、連絡用機材の確保状況等	○			本部連絡班 (総務班)	庶務担当	各担当
	被災地の環境汚染状況、発生箇所、規模等	○			本部連絡班 [パトロール等]		
	道路の被害状況・通行制限、上下水道の被害状況・復旧見込み	○	○		本部連絡班 (都市整備班)		計画・処理担当 収集運搬担当
	電気・ガスの被害状況・復旧見込み	○			本部連絡班		計画・処理担当 収集運搬担当 し尿担当 施設担当
	仮置場候補地の使用可能状況等	○		○			計画・処理担当 収集運搬担当
	家屋等の全壊・半壊棟数等の被害状況、緊急的な解体が必要な家屋等の情報	○		○	本部連絡班 (都市景観班)		総務担当
	避難者数、避難所等開設状況、仮設トイレの配置・基数	○	○	○	本部連絡班 (ミニ防災拠点班) 本部連絡班		計画・処理担当 し尿担当 収集運搬担当
	仮設トイレ配置の検討内容	○		○	(ミニ防災拠点班)		し尿担当

表1-13 収集すべき情報リスト(応急対応期(前半):例)

応急対応(前半)(発災後数日間～3週間)				
	災害対策本部への伝達・庁内から収集すべき情報	情報入手先	担当	情報提供先
災害対策本部への伝達情報	災害廃棄物等処理の実行計画の内容、民間事業者等への委託状況	計画・処理担当 収集運搬担当	庶務担当	本部連絡班
庁内(災害対策本部)から得る情報	資機材等の調達状況	本部連絡班	庶務担当	施設担当 収集運搬担当 計画・処理担当
	災害廃棄物等処理、家屋解体撤去に関する国庫補助などの国の動向、県の方針等	本部連絡班		計画・処理担当 総務担当
	り災証明の発行状況等	本部連絡班 (消防総務班)		計画・処理担当 収集運搬担当 し尿担当
	他自治体等の応援職員、NPO・ボランティア団体の受入状況等	本部連絡班 (総務班)		—
	避難所の生活ごみ、し尿の発生量等	本部連絡班 (ミニ防災拠点班)	計画・処理担当	計画・処理担当 収集運搬担当 し尿担当
	被災地の被害状況、不法投棄等の発生状況、環境汚染・健康被害の状況	本部連絡班 [パトロール等]	防疫担当	防疫担当 環境監視担当

表1-14 収集すべき情報リスト(応急対応期(後半):例)

応急対応(後半)(3週間～3箇月)				
	災害対策本部への伝達・庁内から収集すべき情報	情報入手先	担当	情報提供先
災害対策本部への伝達情報	環境汚染の状況、環境調査の必要性・実施結果等	環境監視担当	庶務担当	本部連絡班
庁内から得る情報	家屋解体撤去の状況・棟数等	本部連絡班 (都市調整班)		総務担当

4 連絡体制・連絡手段

(1) 職員の緊急連絡体制の整備

発災後、鎌倉市地域防災計画に基づき、各部の職員が参集する。

環境部内は、平時に定めた部内の連絡網に基づき、環境部長から次長、課長、各課職員の順に連絡が入り、職員が参集する。

なお、災害対策本部の設置基準に基づき、次の場合は、職員が自動参集する。

表1-15災害における非常配備（環境部内）

【地震災害】

種別	1号配備（準備体制）＝ 環境政策班（環境政策課）
発令基準	1. 市内で震度5弱の地震が観測されたとき。 2. 隣接する市（指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市をいう。）にあっては隣接する区）の地震震度観測地点において震度5弱の地震が観測されたとき。 3. 気象庁の津波予報区の相模湾三浦半島に津波警報が発表されたとき。

種別	3号配備（非常体制）＝ 美化衛生班・清掃班 （環境保全課・ごみ減量対策課・環境施設課・環境センター）
発令基準	1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 2. 東海地震注意報が発表されたとき。 3. 市内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 4. 隣接する市の地震震度観測地点において震度5強以上の地震が観測されたとき。 5. 気象庁の津波予報区の相模湾三浦半島に大津波警報が発表されたとき。 6. 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。

【風水害】

種別	1号配備（準備体制）＝ 環境政策班（環境政策課）
配備体制	事態に対処するため、災害防除の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
配備時期	大雨、風雨、洪水及び高潮等の警報が発表された場合又はその状況から災害の危険が予想される場合に発令する。

種別	3号配備（非常体制）＝ 美化衛生班・清掃班 （環境保全課・ごみ減量対策課・環境施設課・環境センター）
配備体制	要員の全員をもって当たる完全な体制とする。
配備時期	市内の全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とするときに発令する。

出典：鎌倉市災害対策本部条例施行規則（令和7年(2025年)4月1日改正）

(2) 国、県、他自治体（県内他市町村、姉妹都市等）及び関係団体等との連絡体制の整備

ア 国（自衛隊含む）

鎌倉市地域防災計画により、国（自衛隊を含む）への応援要請は、災害対策本部で意思決定を行い、神奈川県を通じて要請する。

イ 神奈川県

神奈川県には、災害対策本部を通じて市全体の被害状況の報告等が行われる。

災害廃棄物に関する事項は、環境部が災害対策本部に情報を報告するとともに、神奈川県現地災害対策本部である横須賀三浦現地災害対策本部（横須賀三浦地域県政総合センター内に設置）と直接、連絡・調整を行う。

ウ 他自治体

災害全般に関する協定締結先への連絡は、災害の規模に応じて災害対策本部で意思決定を行い、依頼内容を決定する。

災害廃棄物処理に関する協定締結先への連絡は、環境部が災害対策本部に情報を報告するとともに、各協定締結先に直接連絡する。（第1編第2章第2節表1-21、表1-22を参照。）

エ 関係団体等

災害廃棄物に関して協定を締結している一般廃棄物収集運搬業許可業者や中間処理業者に対しては、環境部が直接連絡を行う。

神奈川県が協定を締結している3団体（神奈川県産業資源循環協会、神奈川県建設業協会及び神奈川県建物解体業協会）には、県に支援の調整を要請する。（要請手順は、神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル参照。）

それ以外の協定締結先には、災害対策本部が連絡をする。（第1編第2章第2節表1-23参照。）

(3) 連絡手段の確保

災害時には、被災状況等により、情報収集能力が低下することが想定されるため、緊急時に使用できる複数の連絡手段を確保する。

●災害時の連絡手段（例）

鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、携帯電話などを用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

有線電話、携帯電話、衛星電話、電子メール、FAX等

※機器が使用できない場合は、自転車、バイク、軽自動車、徒歩等で連絡を行う。

5 市民への広報手段と内容

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、市民の理解・協力が不可欠であり、市民に対して速やかに正確な情報を発信する。また、発災直後から、災害により発生する廃棄物が排出されるため、ごみの分別、収集方法、仮置場の設置状況、受入方法、品目等についての案内を早急に行う。表1-16に広報手段（例）、表1-17に広報内容（例）を示す。

表1-16 市民への広報手段（例）

項目	広報手段
直接広報	防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、市ホームページ、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）鎌倉エフエム放送、緊急速報メール、災害広報紙、クリーンステーション等への掲示
放送機関への要請	(株)ジェイコム湘南・神奈川及び鎌倉エフエム放送(株)
報道機関への要請	新聞、テレビ、ラジオ、民間情報誌各社

出典：鎌倉市地域防災計画（令和6年(2024年)3月）

表1-17 市民への広報内容（例）

項目	広報内容
災害により発生する 廃棄物	・仮置場について（場所、設置状況、受入開始日、可能品目、分別方法等） ・損壊家屋の解体方法や分別、公費解体等の手続きについて ・腐敗性廃棄物の排出方法
生活に伴い発生する 廃棄物	・分別、排出場所及び方法 ・収集ルート及び収集日時 ・仮設トイレについて（設置場所及び維持管理方法等） ・使用済み携帯用トイレの排出方法
共通事項	・緊急輸送道路上への廃棄物排出禁止 ・野焼き、不法投棄等不適正な処理の防止 ・便乗ごみの排出禁止

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年(2018年)3月）に加筆

6 相談窓口の設置

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、状況に応じて相談窓口の設置を検討する。

片付けごみの処理方法、仮置場の状況、所有物、思い出の品、貴重品等に関する問い合わせや損壊家屋などの解体・撤去の要望などが寄せられることが想定されるため、災害対策本部と調整の上、相談窓口を設置する。

第2節 協力・支援体制

発災時には一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、職員の被災も想定されることから、平時の収集運搬及び処理体制では、迅速な対応が困難となることが予想される。そのため、災害の規模に応じて、広域支援体制や市内の関係団体はもとより近隣自治体や民間団体との協力・連携が必要となる。

また、迅速かつ安全な処理体制の構築には、市民との協力が欠かせないことから、市民との協働についても整理する。

1 広域的な相互協力体制

発災時には、被害状況を踏まえ、平時に締結している災害支援協定等に基づき、災害廃棄物処理について、周辺の地方公共団体及び関係団体等と連携し、速やかに必要な支援要請を行い、早急に体制を構築する。災害の規模によっては、国や自衛隊をはじめ、神奈川県やその他自治体の広域支援体制、関係業界団体やNPO・ボランティア団体の協力支援も不可欠となる。

支援要請に当たっては、市が有する人材、資機材、機能等を超える部分を明確にし、直ちに必要となる支援を要請する。また、発災直後、自衛隊、警察、消防等との連携が求められた場合、災害対策本部と調整を図りながら対応する。

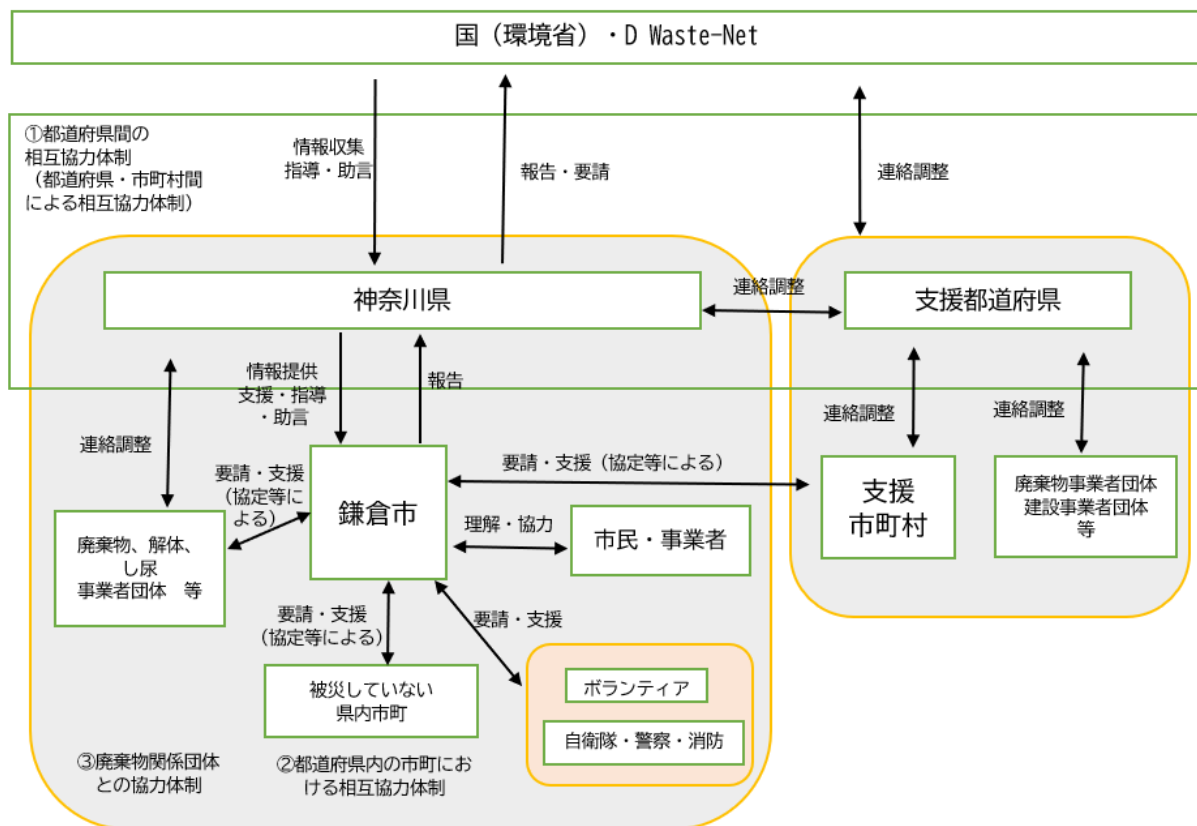


図1-9 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

出典：神奈川県災害廃棄物計画（令和6年(2024年)3月）に加筆

2 国との連携（D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク））

D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）は、環境省が事務局となって災害廃棄物に係る知見・技術を有効に活用し、各地における災害廃棄物対応力向上を目的として平成27年(2015年)9月に発足した仕組みである。

構成メンバーは、有識者、関係機関の技術者、関係業界団体等であり、発災時には、被災自治体に専門家や技術者を派遣し、処理体制の構築等の支援を行う。本市においても、D.Waste-Netを活用し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、人材派遣等の協力を要請する。

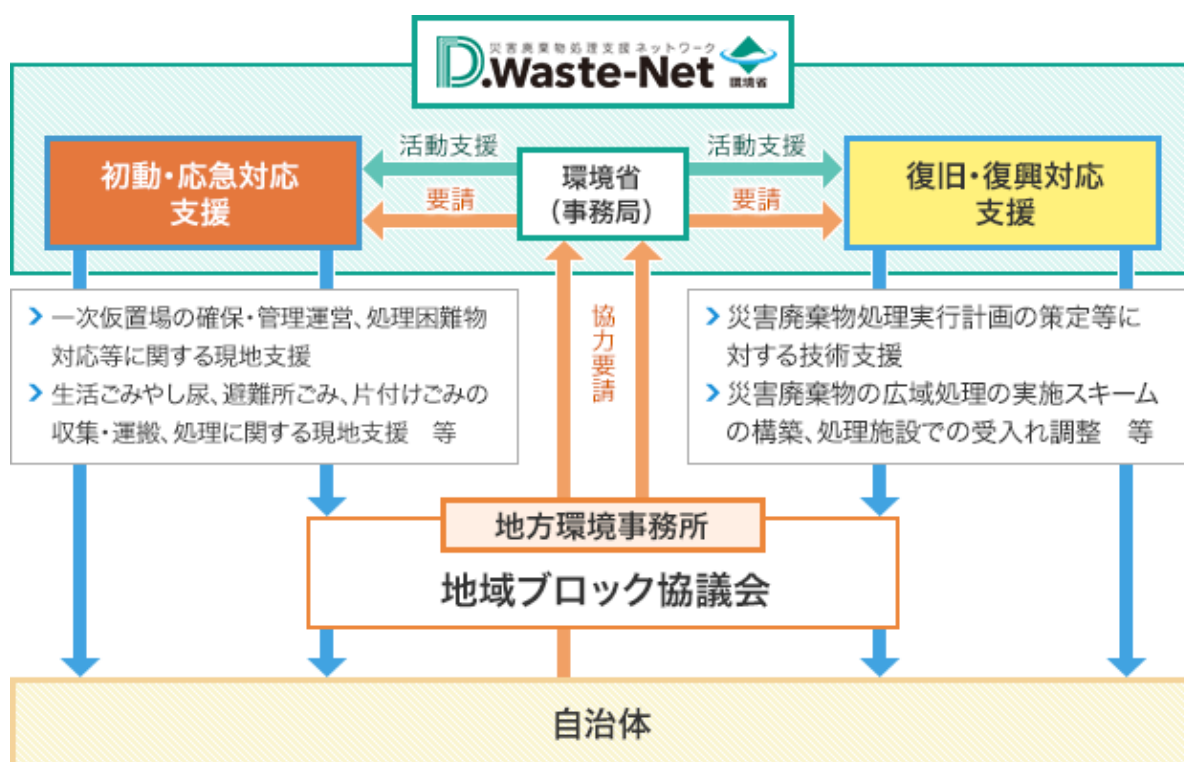


図1-10 D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み

出典：環境省ホームページ

表1-18 D.Waste-Netの機能と役割

		機能・役割
平時		・自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援 ・災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承 ・D.Waste-Netメンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上
発災時	初動・応急対応 (初期対応)	● 研究・専門機関 被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 等 ● 一般廃棄物関係団体 被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等 (現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)
	復旧・復興対応 (中長期対応)	● 研究・専門機関 被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等 ● 廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等 災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等

環境省「災害廃棄物対策指針」(平成30年(2018年)3月) 技術指針11-1

3 自衛隊・警察・消防との連携

自衛隊の派遣依頼は、災害対策本部において県への要請を決定し、県が国に要請を行う体制が整えられている。

発災直後は、人命救助を優先するため、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去する必要がある。道路上の災害廃棄物の除去については、原則として道路管理者が収集運搬・処理を行うが、除去した災害廃棄物の保管先が確保できない場合等は、仮置場に搬入することも想定する。

4 神奈川県との連携

神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、横須賀三浦現地災害対策本部(横須賀三浦地域県政総合センター)へ行き、災害廃棄物等の処理に関する報告及び調整を行う。原則として広域ブロック(鎌倉市、逗子市、葉山町)を中心に処理を実施するが、状況に応じて、速やかな処理のために他の広域ブロック間の連携を図る。

また、表1-19に示した県と廃棄物関係に関する応援協定を締結している3団体に支援要請する場合は、横須賀三浦現地災害対策本部に支援の調整を要請する。

表1-19 県が締結している廃棄物関係に関する応援協定

協定名	協定先	締結日	概要
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	(公社)神奈川県産業資源循環協会	平成11年1月20日 (平成29年4月3日)	大規模な地震災害が発生し、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分等の協力
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書	(一社)神奈川県建設業協会	平成11年1月20日 (平成29年4月3日)	大規模な地震災害が発生し、災害廃棄物の撤去等の協力
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書	(一社)神奈川県建物解体業協会	平成11年1月20日 (平成29年4月3日)	大規模な地震災害が発生し、損壊家屋等の解体、災害廃棄物の撤去等の協力

※ () 内は変更日

出典：鎌倉市地域防災計画資料編（令和5年(2023年)版）

表1-20 県が締結している災害全般に関する応援協定

協定名	協定先	締結日	概要
震災時等の相互応援に関する協定	関東地方知事会 (東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県)	昭和52年6月16日 (平成25年7月31日)	災害発生時に都県が相互に救援協力し、被災都県の応急・復旧対策の応援
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会 (47都道府県)	平成8年7月18日 (令和3年11月22日)	大規模災害発生時に都道府県の要請に基づき全国知事会の調整に基づく広域応援
九都県市災害時相互応援に関する協定	九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市）	平成22年4月1日 (平成26年2月13日)	九都県市域において災害等が発生した場合の応急・復旧対策の相互応援に関する協定

※ () 内は変更日

出典：鎌倉市地域防災計画資料編（令和5年(2023年)版）

5 地方自治体との連携

他市町村に支援要請を行う場合は、まず、広域ブロック（逗子市、葉山町）に要請を行い、さらなる支援が必要な場合は、災害廃棄物に関する協定を締結している協定先（横須賀市、三浦市）や災害全般に関する協定を締結している協定先に、本市から直接、支援を要請する。

表1-21 本市が締結している災害廃棄物に関する自治体相互援助協定

協 定 名 称	協 定 先	締 結 日	概 要
横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定書	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町	平成7年 8月25日	一般廃棄物の適正な処理に支障が生じた場合における市町間の相互援助

出典：鎌倉市地域防災計画（令和5年(2023年)版）

表1-22 本市が締結している災害全般に関する自治体相互応援に関する協定

協 定 名 称	協 定 先	締 結 日	概 要
災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県、 県内33市町村	平成24年 3月29日	大規模災害発生時に応急・復旧対策の県及び県内市町村の相互応援
災害時における相互応援に関する協定書	横浜市	平成23年 11月11日	大規模災害発生時に応急・復旧対策の相互応援
災害時相互応援協定	藤沢市	平成23年 2月 7日	災害が発生及び発生するおそれがある場合に応急・復旧対策の相互支援
災害時における相互応援に関する協定	萩市	平成7年 8月30日	災害が発生及び発生するおそれがある場合に応急・復旧対策の相互支援
	上田市	平成18年 8月18日	
	足利市	平成7年 9月 1日	
災害時における相互応援に関する協定	七ヶ浜町	令和4年 3月22日	大規模災害発生時に応急・復旧対策の相互応援
災害時における相互応援に関する協定書	奈良市	平成24年 7月21日	大規模災害発生時に応急・復旧対策の相互応援
災害時における相互応援に関する協定	檜葉町	令和5年 8月3日	大規模災害発生時に応急・復旧対策の相互応援

災害時相互応援協定書	東大寺サミット 実行委員会構成 市町(涌谷町、福 井町、小浜市、奈 良市、山口市、美 祢市、防府市、 太宰府市)	平成26年 6月18日	大規模災害発生時に応急・復旧 対策の相互応援
------------	--	----------------	---------------------------

出典：鎌倉市地域防災計画資料編（令和5年(2023年)版）

6 民間事業者との連携

災害廃棄物の処理は本市所有の車両や施設、広域処理施設、通常時の委託業者の車両等により処理することを原則とする。対応が困難な場合には、表1-23のとおり、市が協定を締結している民間団体にも協力を要請する。

表1-23 市が締結している民間団体との協定

協 定 名 称	協 定 先	締 結 日	概 要
大規模災害時における災害廃棄物等処理の協力に関する協定	市内一般廃棄物収集運搬業許可業者、中間処理業者等 (14者)	平成20年 3月31日 ほか	大規模災害発生時の災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、中間処理等の協力
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	県外の一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬・中間処理業者(3者)	平成29年 12月5日 ほか	大規模災害時の発生災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分等の協力
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	J & T 環境株式会社	令和4年 8月24日	大規模災害時の災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、処分、仮置場の管理運営等の協力
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	(公社)神奈川県産業資源循環協会	平成20年 3月31日	大規模な地震災害が発生し、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分等の協力
災害時における応急対策等の協力に関する協定	鎌倉市建設業協会	平成26年 3月26日	大規模な地震災害が発生し、被災した建物の解体除去工事等の協力
災害時における建物解体除去、災害廃棄物の処理等に関する協定書	(一社)神奈川県建物解体業協会	平成17年 3月23日	地震等の大規模災害が発生し、被災した建物の解体除去工事及び災害廃棄物の撤去の協力
災害時におけるボランティアセンター開設と運営に関する協定書	(福)鎌倉市社会福祉協議会、(公社)鎌倉青年会議所	平成19年 11月26日	災害発生時における災害ボランティアセンターの開設と運営に関する協力
災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	旭ハウス工業(株)	令和3年 12月23日	災害時における仮設トイレ、手洗いユニット、シャワールームの供給に関する協力

出典：鎌倉市地域防災計画資料編（令和5年(2023年)版）

7 市民との協働

(1) 市民等との協力体制の確立

発災時においては、地域住民組織やNPO・ボランティア団体等と連携して対応にあたる
ことが不可欠であるため、市民等との相互の協力体制を確立する。

(2) 発災時の混乱の防止

災害時に発生する廃棄物を迅速に処理するためには、災害による市民生活の混乱を未然
に防ぐことが重要である。

平時から、災害廃棄物の処理や対応について、啓発活動を十分に行う必要がある。

(3) 災害時要配慮者への対応

高齢者や障害者に対しては、災害廃棄物に関する情報提供等の支援や対応に配慮する必
要がある。また、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確
な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報の実施に努める。

8 ボランティアとの連携

本市の受援体制は、鎌倉市地域防災計画及び鎌倉市災害時受援計画に基づき、検討を行う。
発災時には、鎌倉市社会福祉協議会が市との協定に基づき運営するボランティアセンター
を通じて、必要な人員の受入れを行うこととする。

ボランティアの受入れにおいては、被災者のごみの排出に関わること（思い出の品等の調
査、片付けごみやがれきの排出や仮置場への搬入ができない市民の手伝い等）が想定され
る。

第2編 災害廃棄物処理

第1章 災害により発生する廃棄物

第1節 処理フロー

災害廃棄物のうち、災害により発生する廃棄物の処理フローを図2-1のとおり示す。

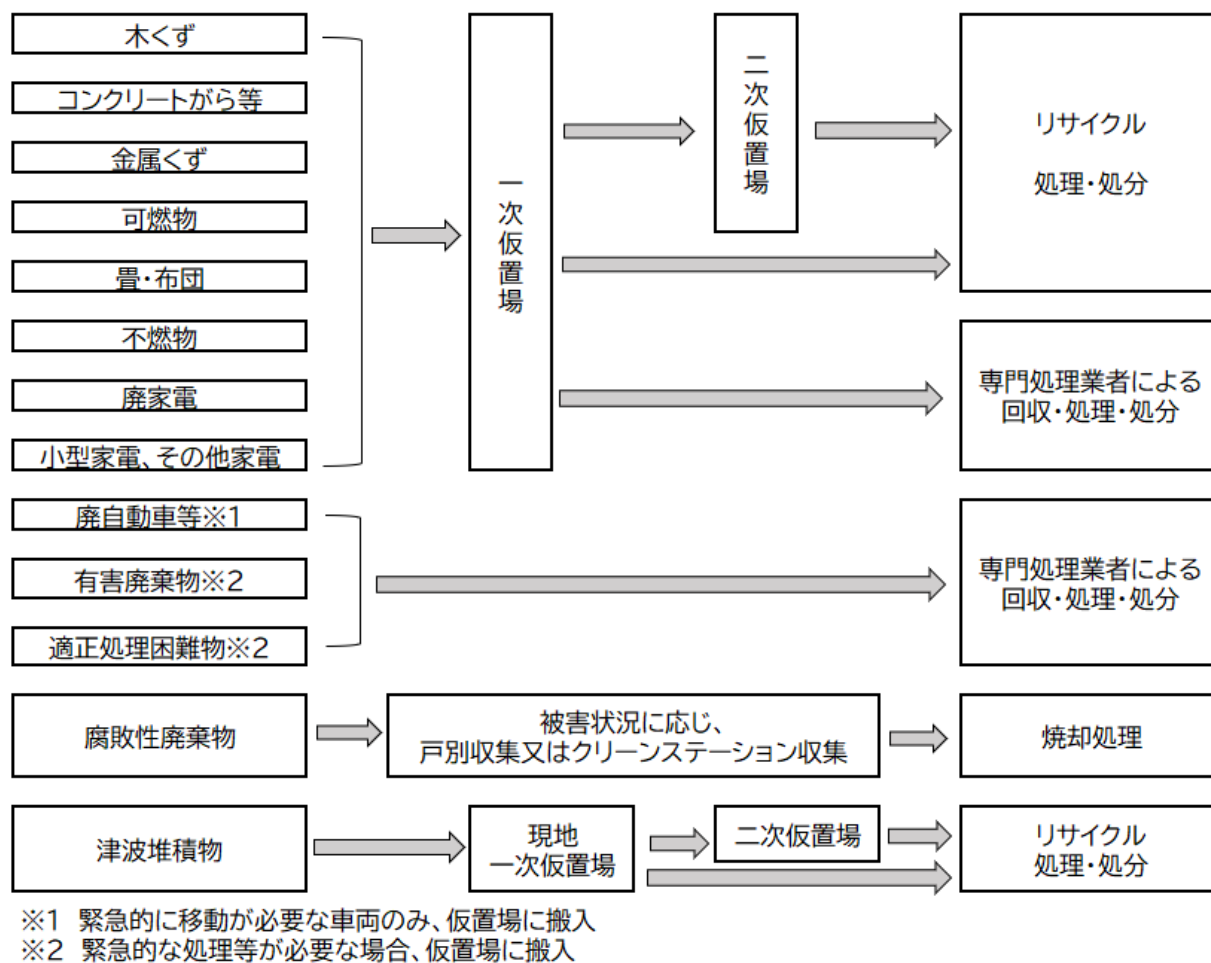


図2-1 災害により発生する廃棄物処理フロー

第2節 発生量の推計

神奈川県地震被害想定調査（令和7年3月）に基づき、本計画において対象とした地震災害及び風水害の災害により発生する廃棄物量を推計する。

表2-1 がれき発生量推計

	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
建物の解体に伴い発生する災害廃棄物量（t）	127,350	172,755	9,403	313,807	1,346,037	—
建物の解体以外に伴い発生する災害廃棄物量（t）	23,540	35,845	4,950	212,025	658,615	—
がれき発生量（t）	150,890	208,600	14,353	525,832	2,004,652	*900

*全壊棟数が10棟未満のため災害廃棄物指導指針 技術指針14-2に示された発生量とする。

表2-2 がれき種類別発生量推計

	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年 台風風水害
柱角材（t）	24,173	33,418	718	26,380	310,083	55
可燃物（t）	1,675	2,315	2,440	89,263	38,201	55
不燃物（t）	34,916	48,270	4,306	157,695	470,763	137
コンクリートがら（t）	83,925	116,023	5,885	215,708	1,100,311	193
金属くず（t）	1,841	2,545	431	15,761	26,243	9
その他（t）	4,361	6,029	574	21,024	59,048	8
土砂（t）	—	—	—	—	—	186
がれき全体量（t）	*150,890	208,600	14,353	525,831	*2,004,652	*642

*端数調整あり

表2-3 火災焼失による廃棄物発生量推計

	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年 台風風水害
火災焼失に伴い発生する災害廃棄物（t）	3,288	3,288	0	0	173,144	0

表2-4 片付けごみ発生量推計

	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年 台風風水害
片付けごみ (t)	9,650	12,725	*700	11,325	62,425	*500

*被害棟数が1000棟未満のため災害廃棄物指導指針 技術指針14-2に示された発生量とする。

表2-5 津波堆積物発生量推計

	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年 台風風水害
津波堆積物 (万t)	*	*	*	10	*	0

第3節 仮置場

1 種類と役割

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所であり、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置する。仮置場には、災害廃棄物を被災現場から集積し、保管及び粗選別を行う一次仮置場と、その後、最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行い、処理後物を一時的に集積、保管する二次仮置場がある。

二次仮置場は、市が設置場所を検討した上で、市内で確保することが難しい場合、県又は他自治体と協議・調整を行う。なお、神奈川県災害廃棄物処理計画において、市町村からの事務委託を受けて、原則として県内の広域ブロックを中心に、二次仮置場や仮設処理施設の設置・運営等を行うことが記載されている。

2 必要面積の算定

第2編第1章第2節で算出した災害廃棄物の発生量を踏まえ、災害廃棄物対策指針に基づき、仮置場の必要面積を推計する。

表2-6 仮置場必要面積の推計

	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
可燃物必要面積(㎡)	17,232	23,822	2,105	77,096	232,190	73
不燃物必要面積(㎡)	30,313	41,907	2,714	99,439	401,544	84
合計(㎡)	47,545	65,729	4,819	176,535	633,734	157

3 候補地の選定

想定された災害時の仮置場（一次仮置場）必要面積は、表2-6のとおりである。

それに対し、本市が現時点で仮置場の候補地の面積は約15万㎡（令和6年度時点）となっている。各仮置場の候補地は使用要件及び発災時の候補地の状況や他の使用目的との重複などにおいて、さまざまな使用上の制約があることから、全ての候補地が使用できるとは限らない。

仮置場として使用できる場所が少ない本市において、十分な面積の一次仮置場を確保することは難しく、二次仮置場の確保は困難となることが予想される。二次仮置場の設置場所を検討した上で、確保できないと判断した場合は、神奈川県に対して広域処理や事務委託を要請することを想定する。

4 管理運営

(1) 仮置場のレイアウト

一次仮置場のレイアウトのイメージ図の概略を図2-2に示す。

時間の経過に応じて、搬入される災害廃棄物の種類は、初動期や応急対応期に搬入される片づけごみ等から復旧・復興期の家屋解体に伴うがれき等に変化していくことに留意する。

なお、発災後に開設する際は、搬入される災害廃棄物の品目に応じ、より詳細なレイアウトに区分することとなる。

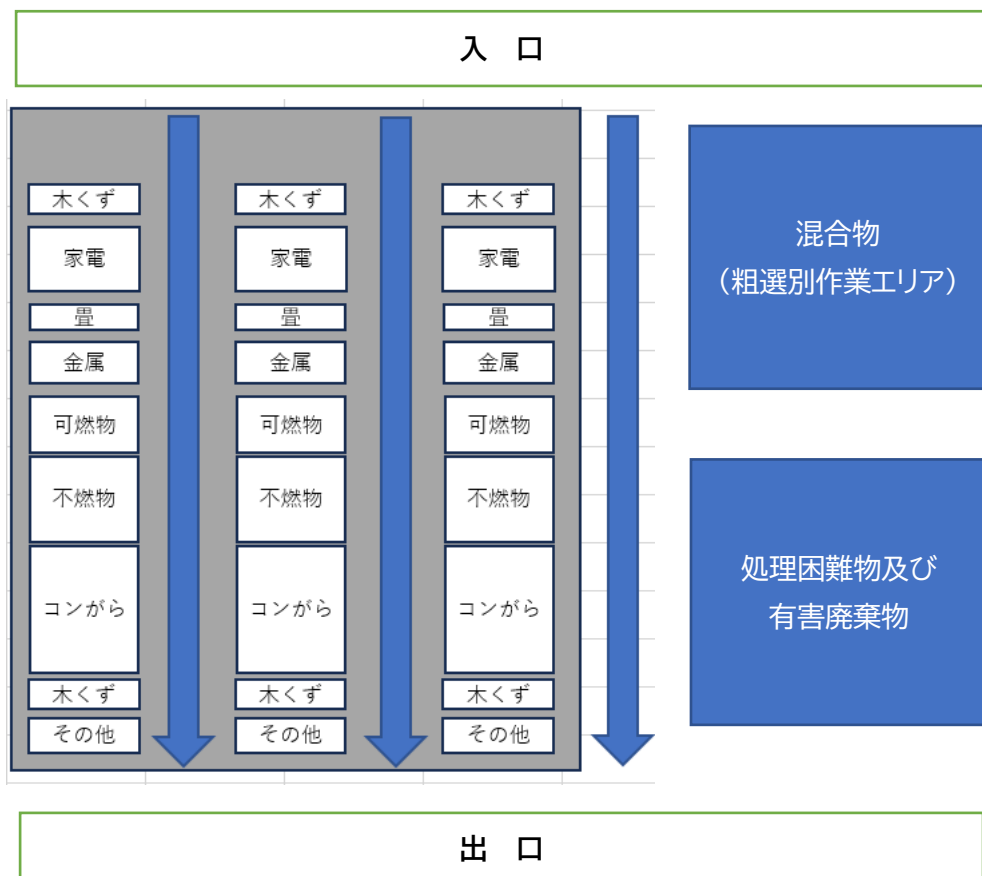


図2-2 一次仮置場レイアウト（案）

(2) 運営ルール

仮置場では、分類されたものが混在することなくそれぞれ所定の場所に保管されるよう、運営に当たってのルール（案）を表2-7に示す。

なお、仮置場の運営状況等に応じて、より安全で効率的な処理が可能となるよう適宜ルールの見直しを行う。

表2-7 運営ルール（案）

運営ルール
▷ 仮置場の全体管理者、現場責任者、誘導員、搬入物の荷卸し・分別の補助者、重機のオペレーターを行う職員等を配置する。 ▷ 各仮置場では、日報を作成し、搬入台数、収納容量把握や管理、証拠写真撮影等を行う。 ▷ 仮置場を開設する際には、搬入時のトラブル等を回避するため、仮置場の場所、搬入日時、案内図、分別方法、持ち込めないもの（生ごみ等腐敗性廃棄物、一部の有害廃棄物、適正処理困難物、引火性のもの等）の案内、災害廃棄物であると確認できるもの（り災証明書等）の周知を徹底する。 ▷ 便乗ごみの搬入を防ぐため、市民が仮置場に災害廃棄物を搬入する際は、原則としてり災証明書の提示をしてもらうこととする。 しかし、大規模災害時など、り災証明の発行件数が多く、発行にも時間を要すると判断される場合は柔軟に判断するものとする。 （例） ・片づけごみの搬入が中心となる初動期から応急対応期までは、り災証明書の代わりに、確認書（初回搬入時に記入し、2回目以降の搬入の際に提示し、持ち込まれたごみの内容を確認しながら搬入を認める）の提示により搬入を認める。

(3) 確保すべき資機材

一次仮置場は、集積作業に用いるつかみ機、バックホウ等、敷鉄板、遮水シート、カラーコーン、夜間照明等が必要になる。一次仮置場で必要な資機材の例を表2-8に示す。

一次仮置場の設置に必要な資機材は、市が事前に準備したものや民間事業者等有するものから確保し、調達が困難な場合には、他自治体等へ支援を要請する。

二次仮置場には、災害の規模や被害状況、既存処理施設の稼働状況によっては、仮設の破碎選別機や焼却炉等を設置することも想定され、状況に応じて柔軟に資機材を調達する必要がある。

表2-8 一次仮置場における必要資機材の品目（例）

必要資機材の品目	
遮水シート	カラーコーン用ロープ
敷鉄板	バー杭
土嚢袋	マグネットサインボード
フレコンバッグ	進入禁止看板
重機 （フォーク付のバックホウ（油圧シャベル・ ユンボ）等） ※粗選別用	チェーン
仮置場を囲む周辺フェンス	南京錠
立て看板（仮置場標識）	発動発電機
コーン標識 、コーンヘッド	散水機

(4) 要員の人数と役割

仮置場の円滑な運営のため、搬入量の多い発災直後を想定し、要員の人数と役割について、例を示す。

表2-9 必要な要員の人数と役割（例）

職名	最大人数	役割
統括所長	1	全体責任者
現場責任者	1	安全衛生管理責任者 操業工程管理 協力会社調整、日報作成 仮置場収容容量把握・管理、証拠写真撮影など
受付	複数名	市民受付業務
作業員	13	荷下ろし補助、ヤード選別など
重機オペレーター	2	重機操作など
交通誘導員	2	車両誘導（公道出入口）など

(5) 仮置場の復旧・返却

災害廃棄物の発生状況や各解体撤去の処理・進捗状況を考慮して、必要性が低くなった仮置場は、順次廃止する。仮置場は原状復旧をした上で返却することが原則となる。返却に当たっては、土壌分析等を行い、土地の安全性を確認し、原状復旧を行う。

民有地を借りている場合は、事前の協定に基づく状態に現状復旧する。

二次仮置場の確保を神奈川県に事務委託をしている場合は、原状復旧と返却についても神奈川県が行う。なお、費用は市で負担することとなっている。

第4節 収集運搬

排出される災害廃棄物の状態に合わせ、大きく4つの区分に分けて収集運搬に係る方針を定める。

1 木くず等

地震により損壊した家屋の解体・撤去により生じ、解体・撤去とともにあわせて発生する片付けごみを含むもので、市では収集を行わず、解体業者等により仮置場に搬入する。

なお、火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出や再発火などの可能性があることから、他の廃棄物と混合しない。

2 片付けごみ

排出者が仮置場に直接搬入することを原則とする。

自治・町内会からの要望があった場合は、要望のあった場所を一時的な仮置場として認め、市又は委託業者が収集し、仮置場に搬入する。

3 有害廃棄物・適正処理困難物

平時と同様に、市が市民からの業者引き取り依頼等に関する相談対応を行い、販売店や処理業者等による引き取りが可能な場合はその案内を行う。

ただし、緊急的な処理が必要な場合や分別が困難な場合は、市が処理することを検討する。

4 津波堆積物

津波堆積物は、有機物や泥状物を含んでいることが多く、腐敗による臭気や乾燥による粉じんが発生する恐れがあるため、迅速な撤去が必要である。ただし、大量かつ広範囲に分散した堆積物を短時間に全て撤去することは困難なため、応急的に腐敗や粉じん飛散を防止するため、団粒化により取り扱いやすくすることや、消石灰等の薬剤を散布・混合する等の応急対策を講ずる。津波堆積物を保管場所に集積するには、事業用の廃薬品や廃油等の有害物質等や危険物、含水率の高い泥状のものがあることから、目視による確認、臭気の有無、現地のスクリーニング、化学分析等により、津波堆積物の組成や性状を確認したうえで、必要となる運搬機械や資材を選定する。

第5節 分別・処理・再資源化

一次仮置場に保管後、二次仮置場又は再資源化施設で処理を行うことを踏まえ、市では一次仮置場において処理及び粗選別を行うこととする。表2-10に処理方法・留意事項等を示す。

処理方法・留意事項の詳細は、環境省の国指針の技術指針を参照する。

なお、処理の進捗状況に応じて、発生量の推計、処理スケジュール等の見直しを行い、処理の進行・管理を行う。

表2-10 災害廃棄物の処理方法・留意事項

種類	廃棄物の例	処理方法・留意事項
木くず	柱、梁、壁材、水害や津波等による流木等	受入先の受入れ条件を満たすよう、一次仮置場でできる範囲の破碎、選別を行い、海水をかぶった木材等は一定期間降雨にさらし塩分を除去する処理を施す等、できる限り再資源化する。
コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等	受入先の受入れ条件を満たすよう、選別し、再資源化する。
金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等	受入先の受入れ条件を満たすよう、選別し、売却する。
可燃物及び可燃物等混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等、また、これらの可燃物が混在した廃棄物	再利用ができるものは民間施設で再資源化し、再生利用が困難なものは、広域での処理又は民間処理施設で処理を行う。
畳・布団※	被災家屋から排出されるものであり、被害を受けて使用できなくなったもの	
不燃物	分別することができない細かなコンクリートくずや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	本市は最終処分場を有していないため、現状での処理方法に基づき民間処理施設での資源化が可能か判断し、困難な場合は、広域処理での埋立処理等を依頼する。
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場等から発生する原料及び製品等	生活ごみ等と合わせて焼却処理する。

廃家電及び小型家電等※	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	家電リサイクル法対象品目については、可能な限り選別して、腐敗・腐食の程度等を勘案し、再生利用可能か否かを判断し、原則として家電リサイクル法に基づき再生利用を行う。 その他の小型家電は、可能な限り売却し、売却が困難なものは、不燃物と合せて処理を行う。
廃自動車等※	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	事前に撤去予定などを提示し、処分は原則として所有者の意思確認が必要となる。 緊急時に移動が必要で、搬入されてきたものについては、平時と同様に自動車リサイクル法や二輪車リサイクルシステムにより、適正な処理・処分を行う。
適正処理困難物	ピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）漁網、石膏ボード等、廃船舶等	他の廃棄物と区別し、専門の処理業者により適切に処理する。
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA(クロム銅ヒ素系木材保存剤)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等	他の廃棄物と区別し、飛散や爆発、火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。 (例) 消火器：日本消火器工業会 高圧ガスボンベ：(公社)神奈川県LPガス協会 フロン、トリクロロエチレン等 その他：民間製造業者等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもの、農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	津波堆積物の組成に応じてゾーニングによる区分を行い、生活環境に影響しないようスクリーニング等を行ったうえで、可能な限り資源化する。

※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。

第6節 配慮すべき事項

1 思い出の品等の取扱い

建物の解体・撤去や災害廃棄物の処理に当たっては、思い出の品や貴重品を取り扱うことを前提として、遺失物法等の関連法令での手続きや対応を確認した上で、取り扱いルールを決め、対応する必要がある。

表2-11 思い出の品等の取扱い

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、卒業証書、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）、携帯電話、カメラ 等
回収方法	災害廃棄物の処理や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。 ⇒所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
保管方法	・泥や土が付着している場合は洗浄して、自治体などで保管する。 ・大量、かつ、限られた期間の中で所有者に返却するため、発見場所や品目等の情報がわかるリストを作成し管理する。 ※個人情報もあるため、保管・管理には配慮が必要
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等により、閲覧・撤去・解体作業員による回収のほか、現場や人員の状況により思い出の品を回収するチームを作る。
閲覧・返却方法	閲覧による引き渡しの機会を作り、申告により持ち主を確認する。 基本は面会による引き渡しとするが、持ち主の確認ができる場合は郵送引き渡しも可能とする。

出典：環境省「災害廃棄物対策指針（平成30年(2018年)3月）」及び同技術指針24-17
に加筆・修正

2 路上の廃棄物の撤去

市地域防災計画において、路上廃棄物の撤去は、道路管理者が行うこととなっている。収集運搬ルート確保のため、災害対策本部と調整を行う。

3 歴史的遺産・文化財等への配慮

本市には、国・県・市指定の様々な文化財のほか、登録有形文化財に指定される歴史的建造物等も多数所在している。大規模な地震では、文化財・歴史的建造物の倒壊等の直接的な被害、津波や火災による延焼等による二次被害も懸念される。

災害廃棄物の収集及び処理において、二次被害の低減や文化財の損失、破壊を防ぐよう、留意しながら対応する必要がある。

(1) 一般のがれきとの混合防止

災害時において、災害廃棄物と混同することがないように、現場の保存に十分心掛けるとともに、作業員への周知が必要となる。

(2) 倒壊建築物等の復興

発災後、歴史的遺産・文化財等の復興に当たっては、市民、学識者、企業、行政等の相互協力のもとに被災調査等を行うこととなるため、倒壊建築物等を単に廃棄物として処分することのないよう関係機関等と調整を図る。

また、奈良市と締結している「災害時における相互応援に関する協定」において、歴史的文化遺産の被災調査等について支援を得ることとなっている。

第7節 事業者から排出される災害廃棄物

1 事業活動に伴う廃棄物

国の災害廃棄物対策指針では、「災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事務所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任で処理をする」とされている。このため、発災後の事業活動に伴う廃棄物は、平時と同様に事業者自らの責任において処理することを原則とする。

2 事業者から排出される災害廃棄物の処理

令和4年（2022年）4月1日付け環境省通知「災害等廃棄物処理事業の取り扱い」（以下「当該通知」という。）では、市町村が解体の必要があると判断した損壊家屋等であって災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては、市町村が災害廃棄物等の処理事業の一環として公費解体が行えるため、この考え方を踏まえて事業者から排出される災害廃棄物の処理を行う。

(1) 事業所の解体・撤去及びがれき処理

当該通知では、公費解体の対象となるのは、中小企業法第2条に規定する中小企業とされている。このため、大企業の所有する事業所の解体撤去は、自らの責任において適正に処理を行う。中小企業が所有する事務所の解体・撤去及びがれきの処理は、公費解体の対象になれば本市で対応する。

(2) 家庭系ごみに相当する廃棄物

店舗併用住宅等から排出される災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの（明らかに業により排出されたものは対象外）は本市が処理を行う。

第8節 環境対策、環境濃度測定及び環境モニタリング

環境対策・環境濃度測定の目的は、建築物の解体現場や、仮置場等における労働災害の防止、地域住民の生活環境への影響を防止することである。

環境対策・環境濃度測定は、建築物や仮置場等の所有者・管理者が行う。災害廃棄物の処理等に関する環境影響と対策例は表2-12に示すとおりである。

災害廃棄物の処理・処分の方法や処理の進捗状況に伴い、必要に応じて影響項目の見直しを行う。

また、広域火災など、環境モニタリングが必要な場合はその旨を県へ報告し、環境モニタリングの実施について県に問い合わせを行う。

表2-12 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気質	・解体・撤去、仮置場作業における粉塵の飛散 ・石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管・選別、処理装置への屋根の設置 ・周辺への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉塵の発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・解体・撤去等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤・脱臭剤・防虫剤の散布、シートによる被覆等
水 質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年(2018年)3月）技術資料18-5

第2章 生活ごみ・避難所ごみ

第1節 処理方針

生活ごみ・避難所ごみは、在宅世帯と避難所等から発生するが、市又は市が委託する許可業者が収集・運搬し、平時と同様に逗子市焼却施設等で処理をする。

ただし、施設の処理能力を超える場合や停電、断水で施設の稼働停止により処理できない場合は、民間処理施設への委託や県・他自治体等への支援要請を行う。

また、被災等により、収集・運搬車両が不足する場合等は、一時的に収集の停止や収集頻度を低減することも検討する。

第2節 処理フロー

災害廃棄物のうち、生活に伴い発生する廃棄物の処理フローを図2-3のとおり示す。

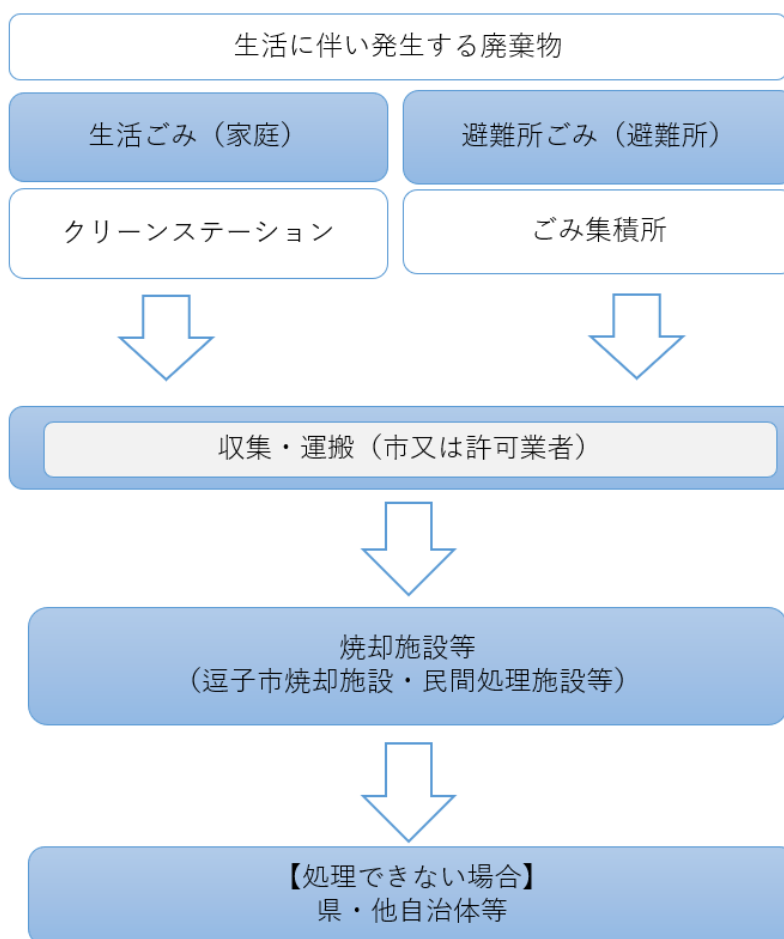


図2-3 生活ごみ・避難所ごみ処理フロー

第3節 発生量の推計

神奈川県地震被害想定調査（令和7年(2025年)3月）に基づき、本計画において対象とした地震災害及び風水害により発生する避難所ごみの推計量を表2-13、帰宅困難者から発生するごみの推計量を表2-14に示す。

なお、本調査で想定された本市における避難者数を表2-15、帰宅困難者数を表2-16に示す。また、ごみの量の推計に当たっては、「一人当たりのごみの発生量（g/日）」を641g（令和5年度(2023年度)本市実績）で推計した。

表2-13 避難所ごみ発生量の推計

発生量（t/日）	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
1～3日目	10.9	11.1	0.2	3.4	25.0	0.2
4日～1週間後	9.0	9.3	0.2	4.6	21.6	0
2週間～1か月後	0.7	0.9	0.1	1.5	12.3	0

表2-14 帰宅困難者から発生するごみ発生量の推計

発生量（t/日）	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
1日目	5.6	2.4	0.3	0.1	19.8	0
2日目	5.4	2.2	0.3	0.1	18.9	0

表2-15 本市において想定される避難者数

（人）	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
1～3日目	16,930	17,350	260	5,350	39,000	269
4日～1週間後	14,110	14,470	340	7,180	33,750	0
1か月後	1,070	1,400	80	2,320	19,130	0

表2-16 本市において想定される帰宅困難者数

(人)		都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
通勤・ 通学者	1日目	2,410	1,020	80	0	8,660	0
	2日目	2,340	940	80	0	8,260	0
観光客	1日目	6,320	2,740	350	140	22,300	0
	2日目	6,120	2,550	350	140	21,260	0

第4節 収集運搬

1 生活ごみ

原則として、平時の収集体制を基本とし、市と委託事業者が収集運搬を行う。

平時の収集運搬体制による収集が困難な場合には、生ごみ等の腐敗性廃棄物を優先的に回収し、資源物等の衛生上支障のないものは、収集体制を整えながら順次再開していく。その際、従来の収集方法を原則とするが、被災状況に応じて戸別収集の実施の判断を行うとともに、被災により使用できないクリーンステーションについては、臨時の排出場所を設けて収集する。収集方法等について、変更があった際には、掲示板やクリーンステーションへの張り紙など紙媒体による周知や広報車等を用いて、ただちに市民に周知する。なお、大規模災害が発生した場合は、発災後3日間程度は収集が困難となることを想定し、収集を一時停止するとともに、収集再開は燃やすごみから行い、その後資源物の収集を再開する。

2 避難所ごみ

環境衛生上支障が出る前に、市又は委託事業者が収集運搬を行う。

排出場所については、避難所の担当者と調整を行い、避難者に排出場所と排出・分別方法を周知する。

また、使用済み携帯用トイレは、凝固剤で固めたし尿を燃やすごみとして処理することから、収集までの間に衛生的に保管できるよう蓋つきのポリバケツ等に入れて保管するとともに、他のごみと同様に排出場所について調整する。

第5節 分別・処理・再資源化

分別は、原則として平時の分別区分に沿って分別を行うものとする。

処理は、逗子市既存焼却施設や近隣市、民間施設において行い、可能な限り資源化する。

施設の稼働停止や収集運搬ルートの制限等により処理が困難な場合は、一時的な収集停止、収集頻度の低減、一時的な分別形態の変更を検討するとともに、神奈川県に広域処理、事務委託等の支援を要請する。

第3章 仮設トイレ・し尿

第1節 処理方針

災害時の汲み取り式し尿の発生源は、家庭や事業所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥、避難所・被災地域の仮設トイレから排出されるし尿がある。

収集運搬は、平時と同様に委託事業者及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者が行う。事業者が被災等により人員・車両が不足する場合は、県及び他自治体に支援を要請する。

処理は、深沢クリーンセンターに投入することを基本とするが、施設の被災状況により使用できない場合は、市の下水道処理施設（山崎浄化センター、七里ガ浜浄化センター、ポンプ場）への、直接投入について検討を行う。下水道処理施設で処理できない場合は、広域連携により処理を行う。

第2節 処理フロー

災害廃棄物のうち、生活に伴い発生する廃棄物であるし尿の処理フローを図2-4のとおり示す。

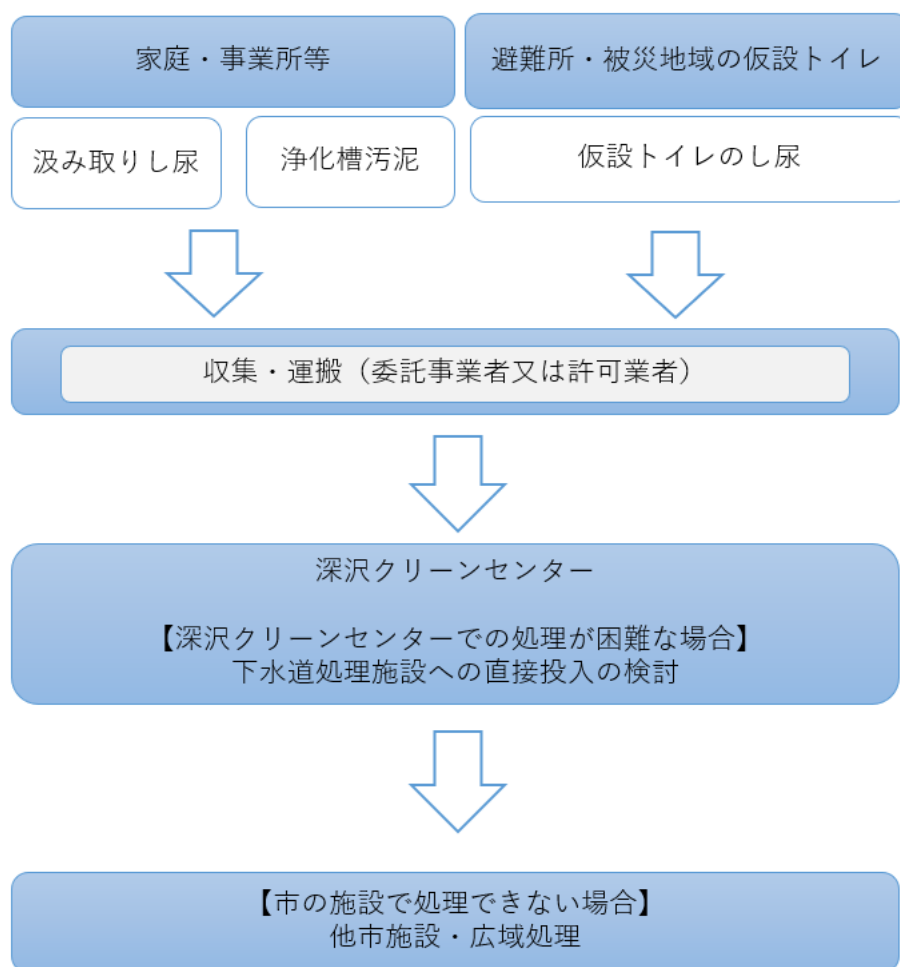


図2-4 し尿処理フロー

第3節 仮設トイレ

1 仮設トイレの設置

発災後、被災状況や避難所の設置状況などを踏まえ、仮設トイレが設置される。本市は観光地のため、多くの帰宅困難者が生じ、初動期には多くの仮設トイレが設置されることが想定される。

また、断水や下水道処理施設等の被災状況によって、水洗トイレが使用できない場合も仮設トイレが設置されるため、設置場所について、掲示板や広報車等により該当する地域の世帯に周知する。不足する仮設トイレについては、神奈川県や協定先に対して、災害対策本部連絡班が、支援要請する。

2 仮設トイレの維持管理

避難所等の仮設トイレの維持管理は、避難所の避難者と職員で構成される避難所運営委員会が行うことを基本とする。また、市街地に設置された仮設トイレは、周辺地域の住民による自主防災組織等と協力して維持管理を行うものとする。

維持管理においては、仮設トイレの衛生的な利用を図るため、定期的な清掃による衛生管理の徹底と消臭・防疫の薬剤散布等の対策を実施する。

また、市は、水没した汲取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するし尿や汚泥を、公衆衛生の確保のため、速やかに処理し、周辺の清掃、消毒を行う。

第4節 発生量の推計

神奈川県地震被害想定調査（令和7年(2025年)3月）に基づき、本計画において対象とした地震災害及び風水害により発生するし尿発生量及び仮設トイレの必要基数を推計する。

災害時、本市は、通勤・通学者に加え、多数の観光客が帰宅困難者となることが想定されるため、帰宅困難者のし尿発生量及び仮設トイレ基数も別途推計した。

なお、本調査で想定された本市における避難者数を表2-19、帰宅困難者数を表2-20に示す。また、し尿発生量の推計に当たっては、「一人当たり排出量（ℓ/人・日）」を1.7ℓ（環境省「災害廃棄物対策指針」技術指針参照）で推計した。

1 し尿発生量

本計画において対象とした地震災害及び風水害により発生するし尿発生量を表2-17及び表2-18に示す。

表2-17 避難者及び断水により仮設トイレが必要な人から発生するし尿の量

発生量（kℓ/日）	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
1～3日目	76.4	79.6	0.8	9.4	151.1	0.8
4日～1週間後	60.4	64.9	0.9	12.5	144.5	0.3
2週間～1か月後	2.2	2.7	0.5	4.3	55.6	0.3

表2-18 帰宅困難者から発生するし尿の量

発生量 (kl/日)	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
1日目	14.8	6.4	0.7	0.2	52.6	0
2日目	14.4	5.9	0.7	0.2	50.2	0

表2-19 本市において想定される避難者数（再掲）

(人)	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
1～3日目	16,930	17,350	260	5,350	39,000	269
4日～1週間後	14,110	14,470	340	7,180	33,750	0
1か月後	1,070	1,400	80	2,320	19,130	0

表2-20 本市において想定される帰宅困難者数（再掲）

(人)		都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
通勤・ 通学者	1日目	2,410	1,020	80	0	8,660	0
	2日目	2,340	940	80	0	8,260	0
観光客	1日目	6,320	2,740	350	140	22,300	0
	2日目	6,120	2,550	350	140	21,260	0

2 仮設トイレの必要基数

仮設トイレの必要基数表2-21及び2-22に示す

表2-21 避難者及び断水により仮設トイレが必要な人が必要とする仮設トイレ基数

必要基数（基）	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
1～3日目	571	595	4	69	1,132	4
4日～1週間後	451	485	5	92	1,082	0
2週間～1か月後	14	18	2	30	415	0

表2-22 帰宅困難者が必要とする仮設トイレ基数

必要基数（基）	都心南部 直下地震	三浦断層群 地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東 地震	平成16年台 風風水害
1日目	112	48	6	2	395	0
2日目	108	45	6	2	377	0

第5節 収集運搬

避難所や断水が生じた地区の市街地に設置された仮設トイレのし尿は、委託事業者及びし尿収集運搬許可業者が収集運搬を行う。避難者数や一基当りの利用可能日数、衛生保持等を勘案して、収集の頻度を決定する。

平時から汲み取りトイレを使用する一般家庭及び事業者から排出されたし尿は、原則として、委託事業者による平時の収集体制を基本とする。

第6節 処理

避難所等や断水が生じた地区の市街地に設置された仮設トイレから発生したし尿及び平時から汲み取りトイレを使用する一般家庭及び事業者から排出されたし尿は、深沢クリーンセンターに投入し、下水道へ放流する。

深沢クリーンセンター等が被災し、投入に支障が生じた場合は、山崎浄化センター、七里が浜浄化センター又はポンプ場に直接投入することも検討する。平時の体制で処理ができない場合は、神奈川県に広域処理、事務委託等の協力を要請する。

また、し尿処理施設が被災してし尿処理が困難な場合や、収集運搬人員及び収集車等の不足により市内での収集運搬体制の構築ができない場合、道路の寸断等により支援の仮設トイレが到着せず必要基数の確保ができない場合等には、東日本大震災の事例をもとに、応急対応として埋設処理を行うことも検討する。

【参考】東日本大震災でのし尿処理の課題と応急対応

東日本大震災では、仮設トイレの不足や、津波によるバキューム車の不足、し尿処理施設の被災、県と市町村間の連絡手段の途絶による調整が難航するなどの事態が生じていた。

事例1 宮古市

課題：仮設トイレは事前に備蓄があったが、必要量に対して不足した。

対応：避難所のグラウンド等に穴を掘る等の緊急対応を行った。

事例2 石巻市

課題：ライフラインの途絶により、処理施設が停止し、県との連絡が取れず、県の一元的な情報把握に支障を及ぼした。

仮設トイレの備蓄がなく、災害協定を締結していた市内の全国展開のレンタル会社に提供を要請したが、広域災害のため複数の市町村から提供要請が殺到し、必要数が調達できなかった。

対応：緊急的に埋設処理を行い、し尿処理施設の復旧までの間は広域処理を依頼するとともに、全国都市清掃会議を通じて、レンタル会社から仮設トイレの借り入れを行った。

出典：環境省 東日本大震災における災害廃棄物の概要報告書（平成28年3月）

第7節 仮設トイレの撤去

市は、避難所の閉鎖に合わせ平時のし尿処理体制へ移行する。閉鎖された避難所や上下水道の復旧等の情報から、必要性の低い仮設トイレは、順次撤去を行う。

なお、仮設トイレの撤去は、災害対策本部及び協力支援の要請先、仮設トイレリース業者等と調整し行う。

第4章 損壊家屋等の解体・撤去

第1節 実施主体と解体撤去の手続き

建築物の解体・撤去の主体は原則として所有者が行う（私費解体）が、災害規模と損壊状況により国庫補助の対象となった場合、市が公費で解体を行う（公費解体）こともある。

市は公費解体を実施するかを判断し、実施する場合は関係部署と連携し作業を行う。

公費解体の場合、市は所有者の意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、申請窓口を設置する。申請を受け付けた建物は、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番等を考慮し、優先順位を検討する。

公費解体は、市の事業として実施し、所有者からの申請に基づき、解体・撤去及び仮置場への運搬を市が民間事業者に発注する。発注は、原則として市と民間事業者との直接契約とする。

倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去するが、この場合においても、再資源化のために可能な限り分別を行い、ミンチ解体（分別をせず重機で一気に解体する方法）は行わない。

なお、解体・撤去の実施に当たっては、設計・積算・契約・施工監理等に技術職員（建築・土木）の職員が必要となるため、災害対策本部と連携し、人材の確保を図るとともに、業務の委託化についても検討する。

公費解体に係る基本的なフローを図2-5及び図2-6、損壊家屋等の解体・撤去に係る留意事項を表2-23に示す。

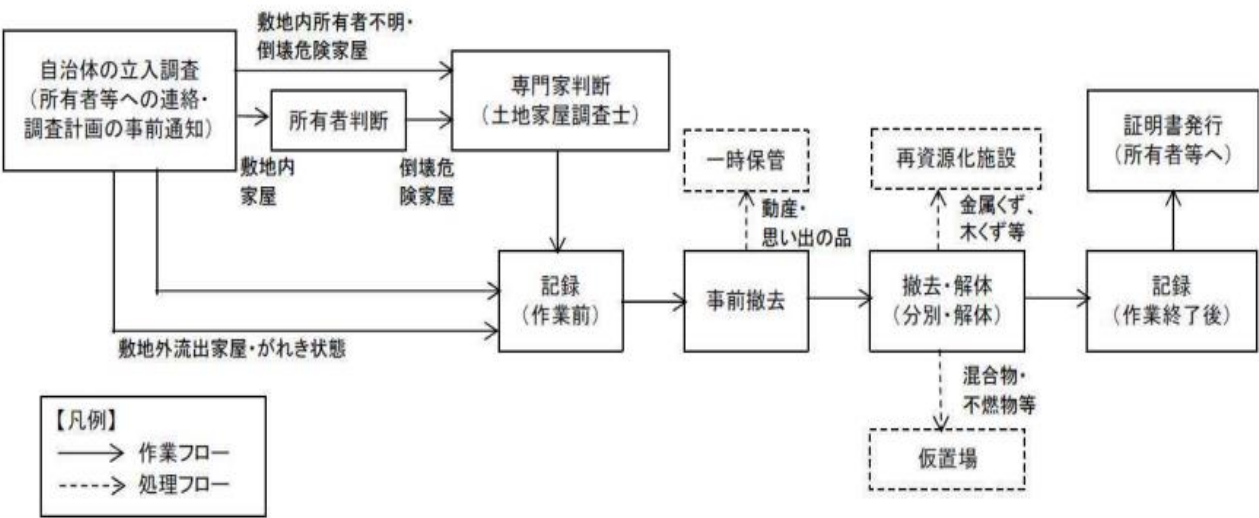


図2-5 地方公共団体及び関係者の作業フロー及び廃棄物処理フロー

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年(2018年)3月）技術指針19-1

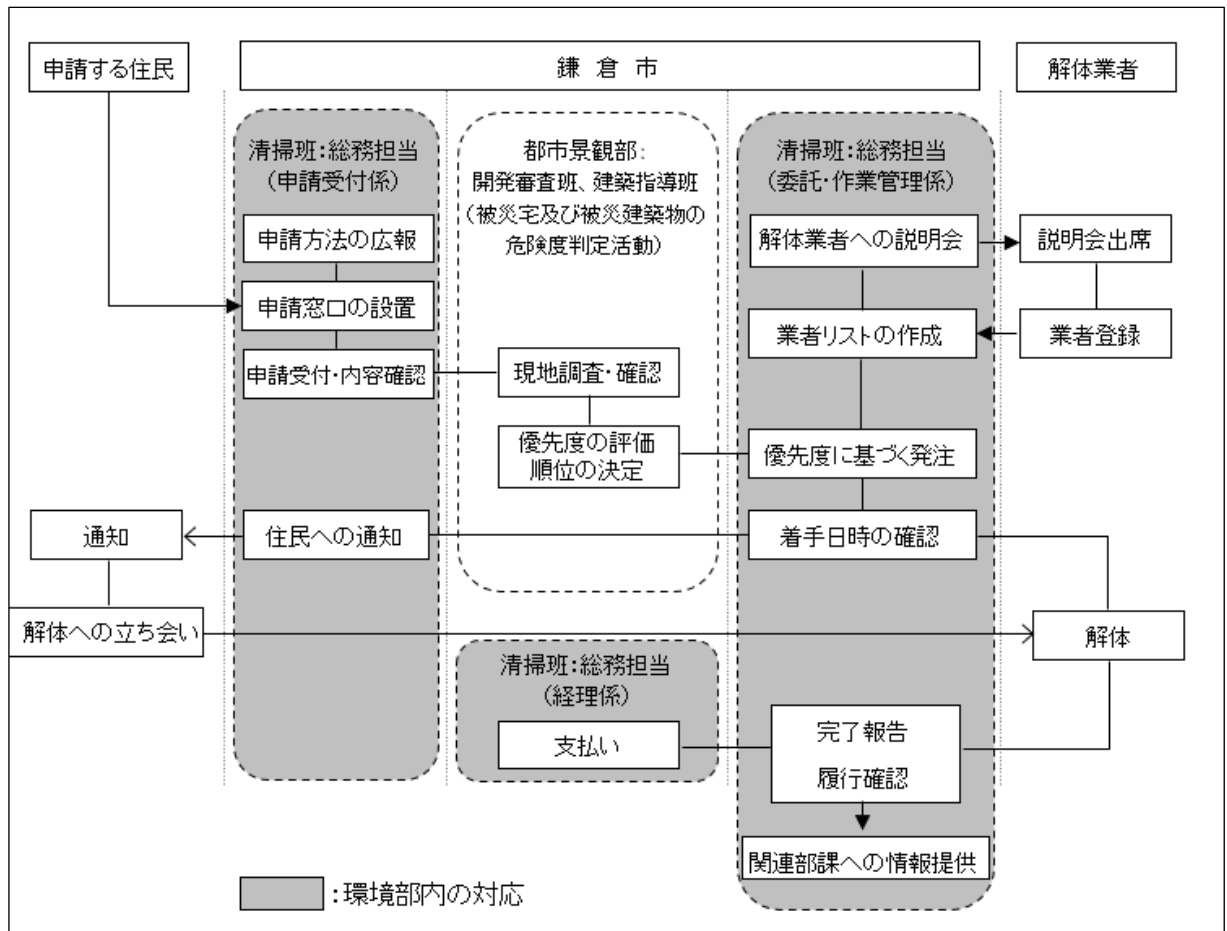


図2-6 解体・撤去（公費解体）の手続きフロー

出典：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（令和4年(2023年)6月）に加筆・修正

表2-23 損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点

項目	損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点
損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要	・倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者等利害関係者の連絡承諾を得て、又は連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。 ・一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。 ・建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。
解体・撤去と分別に当たっての留意点	・可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。 ・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。 ・撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。 ・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。 ・廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、コンクリートがら、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

出典：浜松市災害廃棄物処理計画（令和7年(2025年)4月）

第2節 石綿対策

石綿対策においては、石綿含有建材の使用状況を、公共施設の管理者から、日頃より情報を収集するとともに、関係部局と調整し、災害時には民間施設についても情報収集に努める。また、建築物の解体に伴い発生する石綿等の取扱いについてはパンフレット等により、解体業者等へ大気汚染防止法等の関連法令及び県条例の周知を引き続き行う。

石綿の処理の詳細は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版 令和5年4月）」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（環境省 令和3年3月）」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省 令和6年2月改正）等」を参照する。

第3節 解体業者・有害物質等使用事業所等に係る指導

国庫補助の適用を受け、市が主体となっていく一般家庭及び中小事業者の建築物等の解体・撤去工事において、工事の円滑な推進、災害・公害の防止及び解体廃棄物の適正な処理を図ることを目的として、解体・撤去工事の施工者に対して県の指示・協力のもと必要かつ適切な指導を行う。

また、国庫補助の適用範囲外と想定される道路・鉄道・大規模建築物等の解体についても、同様に解体・撤去工事の発注者・施工者に対して必要な指導を行う。

【主な指導内容】

- (1) 処理計画書の提出
- (2) 現場での積極的な分別による資源化の促進と最終処分量の減量化
- (3) 解体方法や有害物質等の取扱い
- (4) 騒音、振動、粉じん等の環境対策

第5章 平時の準備・対応

第1節 収集運搬

優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬体制（直営収集と委託収集の範囲）・収集運搬ルート、連絡体制を事前に想定する。

また、災害時に不足することが予想される資機材等は、市で備蓄又は関係団体等との協力支援協定の締結等により確保に努める。

1 収集運搬ルートの想定

(1) 効率的なルートを事前に複数案設定し、関係者に周知する。

収集ルートを作成するに当たり、運搬車両が多数走行する場合を想定して、騒音・振動の防止や交通の安全確保に最大限の注意を払い、通学路や狹隘道路を可能な限り避ける。

(2) 避難所等から、排出される廃棄物の保管場所等を事前に確認し、収集運搬ルートを選定する。

(3) 広域処理を想定した仮置場からの搬出先へのルートも事前に選定する。

(4) 運搬時間は、混雑した時間帯や通学・通園時間帯を避ける等、必要に応じて関係期間等との調整を行い、適切な収集・運搬計画を立案する。

2 資機材等の事前確保と管理

災害時に不足することが予想される資機材等は、市で備蓄又は関係団体等との協力支援協定の締結等により確保を図る。

また、確保した資機材等が災害時に十分機能するように、平時から適切に管理を行う。

表2-24 確保すべき資機材等の種類

種類	留意点
収集運搬車両	・本市の所有台数、鎌倉市一般廃棄物収集運搬許可業者及び委託事業者の所有台数、協定済みの団体・企業等の所有台数等について、常に最新の情報を更新する。 ・道路の不通や渋滞、災害廃棄物等の発生量の増大等により、現在の体制では収集運搬に支障を来す恐れがあるため、協力支援協定の締結等により拡充する。 ・狹隘道路が多く、道路散乱物や道路脇への廃棄物排出の影響により通行可能幅が狭くなるため、小型の収集運搬車両が有効である。 ・水害が想定される場合、必要に応じて収集車の駐車場所を高台へ移動するなど、浸水からの退避を行っておく。 ・家具や畳等の重量のある廃棄物を収集運搬する車両として、パッカー車より平積みダンプトラック等を用いるため、同様に事前確保を図る。

排出用機材	・避難所等における生活ごみの衛生的処理と効率的回収を目的として、各避難所等への排出用機材（コンテナ等）の設置も有効と考えられるため、これらについて協力支援協定の締結等により事前確保を図る。
重機	・道路上等に多量に排出されたがれきや粗大ごみの積込み、仮置場での積替え、分別、敷きならし、家具類や水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物の積み込み・積み下ろし等の作業に多くの重機が必要となることが想定されるため、これらについて協力支援協定の締結等により事前確保を図る。
燃料等	・災害時に移動手段等の燃料が不足することを想定し、ガソリン等の備蓄を行う。燃料の供給協力に関する協定に基づき、必要量の確保を図るよう調整する。

第2節 仮置場候補地の選定・確保

仮置場候補地の選定に当たっては、市有地、国県有地、民有地の利用可能性について調査を行い、仮置場に有用と認められる場所は、事前に協議を行った上で、利用の可否について検討する。例えば、大学や企業が所有するグラウンド等の民有地を災害時に利用できるよう、調整を図る。

仮置場候補地とした場所も、災害の規模によっては、自衛隊の野営場や応急仮設住宅等に利用されることも想定し、可能な限り多くの仮置場候補地をリストアップしておく必要がある。

第3節 許認可の取扱い

災害時の収集運搬・処分に係る許可等の取扱いや、仮設施設の設置の取扱いに係る判断基準を事前に調査・検討する。

1 関連法令等の把握

大規模な災害が発生した場合、災害廃棄物の適正な処理を確保するため、関連法令等の改正が行われていることから、定期的に情報収集を行い、改正内容の把握に努める。

2 仮設施設の設置に係る手続き

仮設施設（焼却施設、破碎・選別施設）を設置する際は、環境監視担当（環境保全課）及び関係部署と調整を行い必要な届出を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外で届出が必要と想定される主な関連法令の詳細は、「地方公共団体向け 仮設処理施設の検討手引き」（令和3年(2021年)5月環境省）を参照すること。

第4節 職員の教育・訓練

収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

災害時に本計画が有効に活用されるよう職員に周知するとともに、適宜、見直しを行う。

1 職員への周知及び講習会・研修会等への参加

災害時において本計画が有効に活用されるよう、平時から本計画の内容について職員に周知する。

また、国・県等が主催する講習会や、災害廃棄物・産業廃棄物処理に関する研修会等に参加する。

2 訓練の実施

協定締結先の処理業者等と、定期的な協議や、協定の活用手順を確認する訓練の実施を行い、平時からの顔の見える関係を構築する。

また、情報伝達訓練や図上訓練を通じて、初動期に迅速な対応が取れるよう、必要となるチェック項目や現場との連絡方法、担当者等の詳細を定めておくこととする。

第5節 関係機関との連携の強化

廃棄物担当職員については、各自治体の防災部局等が主催・運営している防災に関する会議や訓練に可能な限り参加し、平素から自衛隊等の関係機関の担当者と連絡先を共有するよう努め、連携の強化を図る。

第6章 その他事項

第1節 補助金の活用

災害補助金には、収集・運搬・処分にに関する災害等廃棄物処理事業費補助金及び、廃棄物処理施設の復旧に関する廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金がある。申請等には、国からの通知等を十分に把握して対応し、判断が困難な場合は、神奈川県を通じて環境省関東地方事務所に相談する。

また、災害により宅地に土砂とがれきが混ざり合った状態で堆積している場合は、堆積土砂排除事業（国土交通省）の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業の対象となるがれきに分別することなく、まずは土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえでそれぞれ補助申請することができる。この連携により、速やかに宅地から土砂・がれきを撤去することが可能となる。

1 災害補助金制度の種類

災害補助金制度の種類及び対象事業等について、表2-25に示す。

表2-25 災害補助金制度の種類

制度名	災害等廃棄物処理事業費補助金		廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
事業主体	市町村、一部事務組合等		都道府県、市町村、一部事務組合等
対象事業	災害起因	・災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ・仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ・国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	・災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業
	は災害起因ではない	・海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分	
要件	市町村：事業費40万円以上		
	災害起因	・降雨：最大 24 時間雨量が 80 mm以上 ・暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15m/sec 以上 ・高潮：最大風速15m/sec以上の暴風 ・地震 等	

	災害起因ではない	・ 1 市町村における処理量が150 m ³ 以上 ・ 海岸保全区域外の海岸への漂着 ・ 通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等	
補助率	1 / 2		1 / 2
その他	補助うら分に対し8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度		地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置

出典：環境省 災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年(2023年)12月改訂）に追記

2 申請手続

補助金の申請手続を図2-7に示す。

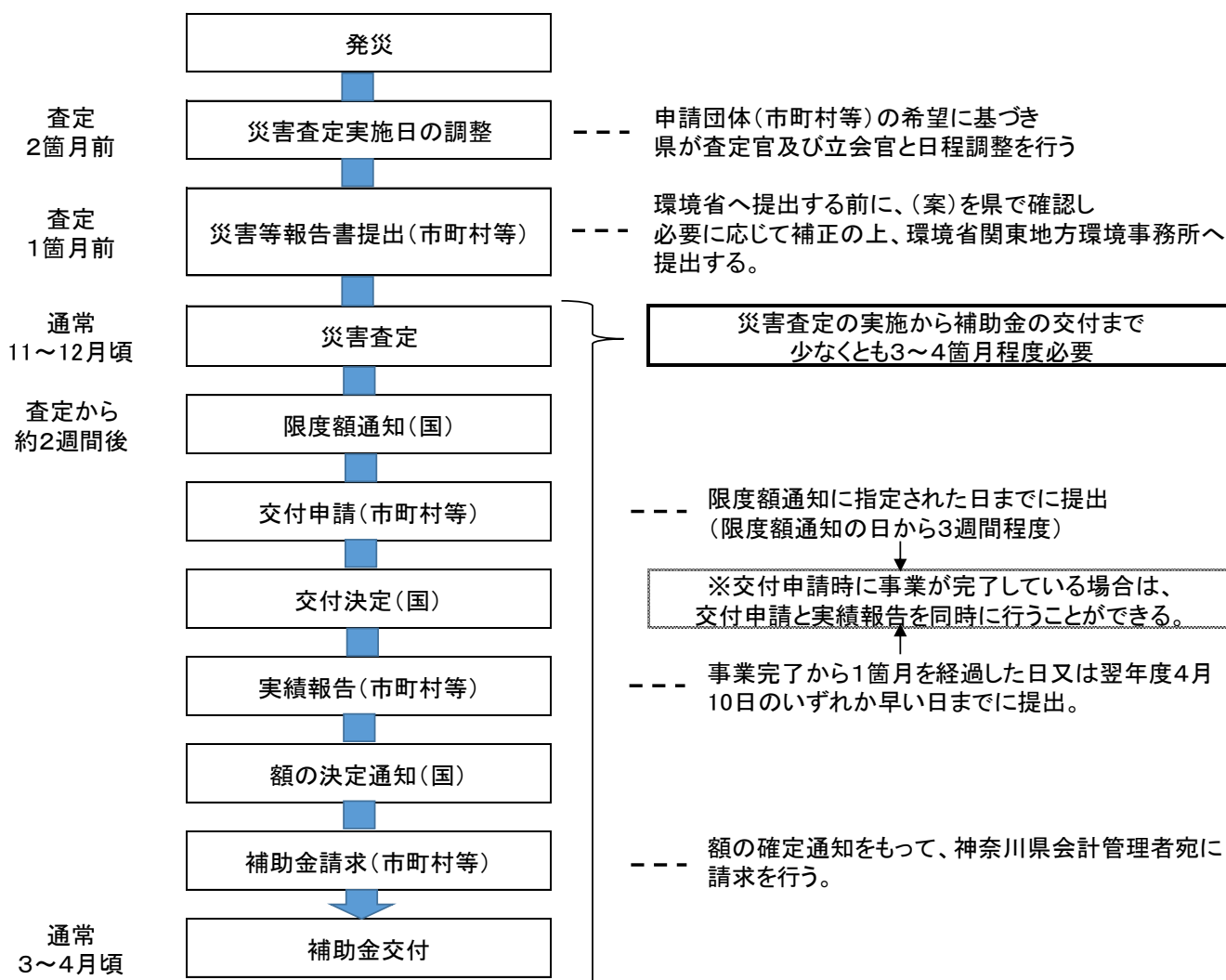


図2-7 補助金申請スケジュール

出典：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（令和4年(2022年)6月）

3 堆積土砂排除事業（国土交通省）との連携

堆積土砂排除事業とは、自然災害により市街地に多量に堆積した土砂を市が排除する事業である。事業範囲の条件を、表2-26に示す。

災害により宅地に土砂とがれきが混ざり合った状態で堆積している場合は、堆積土砂排除事業の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業の対象となるがれきに分別することなく、まずは土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえでそれぞれ補助申請することができる。この連携により、速やかに宅地から土砂・がれきを撤去することが可能となる。被災自治体への国の支援制度について、表2-27に示す。

表2-26 堆積土砂排除事業の範囲

項目	要件の内容
規模要件	1～3のいずれかの場合であること。 1. 堆積土砂の総量が 30,000m ³ 以上 2. 一団をなす堆積土砂が 2,000m ³ 以上 3. 50m以内の間隔で連続する堆積土砂が 2,000m ³ 以上
対象要件	1又は2を排除する事業 1. 市長が指定した場所に搬出・集積された堆積土砂 2. 市長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接 排除した堆積土砂
補助率	1/2
起債充当率	100%（交付税措置95%）

表2-27 発災時における宅地内における廃棄物・土砂の排出に係る国から被災自治体への支援制度

	障害物の除去 (災害救助法に基づく 国庫負担)	災害等廃棄物処理事業 (廃棄物の処理及び清掃に 関する法律に基づく国庫補助)	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) 【対象は土砂のみ】
宅地からの除去	△ (日常生活上欠くことが できない場所のみ)	△ (市区町村※が行う場合)	△ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
集積場への運搬	○	○	△ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県又は救助実施市 (法事務委任を受けた 場合は市区町村)	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府	環境省	国交省

※ 市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者により依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせください。

出典：国土交通省 宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド（令和7年(2025年)8月）

第2節 復興資材の活用

災害廃棄物対策指針において、「被災地方公共団体は可能な限り津波堆積物を復興資材等として活用し、最終処分量を削減する。」と示されている。津波堆積物の処理に当たっては、復興資材として活用できるよう検討する。

また、神奈川県災害廃棄物処理計画において、可燃物、不燃物、コンクリートがら、選別残渣の処理・処分についても、復興資材として活用を図る旨が示されていることから、十分に配慮する。

第3節 廃棄物処理法による再委託禁止の緩和

平成27年(2015年)8月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正が行われ非常災害が発生した場合、廃棄物の処理体制を十分に確保できない場合が生じるおそれがあることから、廃棄物の処理を委託する場合に、一般廃棄物の処理の再委託を可能とすることとされた。

このため、非常災害時の処理を委託する場合は、再委託基準(規則第1条の7の6)を踏まえ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう対応する。

第4節 災害廃棄物実行計画

1 災害廃棄物実行計画の策定

被害状況から、通常の廃棄物処理体制では処理を行うことができない非常災害と市が判断した災害において、発災後、被害の全体が明らかになり、処理体制が構築できた応急対応後半の時期に、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理の全体像を示すための災害廃棄物処理実行計画を策定する。

大規模災害などの災害規模によっては、発災後に環境省が示す災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)を基本として、神奈川県が作成する災害廃棄物処理実行計画の方針と整合を図りながら、本市の実態に即した基本方針を作成し公表する。

発災後、災害廃棄物処理実行計画の策定時点では、被害の全体像を把握できないこともあるため、処理の進捗状況に応じて段階的な見直しを図る。

過去の災害等で作成された災害廃棄物処理実行計画をもとに、その構成及び記載すべき内容を表2-28に例示する。

2 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理に当たって課題等が次第に判明することから、処理の進捗状況に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直しを図る。

(1) 災害廃棄物処理実行計画の進捗管理

策定した実行計画の内容について、進行管理を行い、発生量の変化や作業の進捗状況の変化に応じて、処理期間の修正や処理方法の変更など内容の見直しを図り、必要に応じて計画の修正を行っていく。

(2) 処理主体・処理体制

発生量の見直しにより、広域処理や神奈川県への事務委託など、処理主体に変更が生じた場合は、役割分担と処理体制の変更を明記する。

(3) 発生量・処理可能量・処理見込み量

ア 発生量（発生する全体量）

現場の確認により把握した建物の被害棟数や津波の浸水範囲等の情報をもとに、発生量の推計に用いた計算式（資料編）に基づき、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行うが、被害状況の全容が明らかになるにつれて、発生量の推計にも変化が生じることから、実態に即した発生量を明記する。

イ 処理可能量（各施設で処理できる量）

一般廃棄物処理施設等の被災後の復旧状況を踏まえ、処理可能量に不足が生じる場合は、がれき等の広域処理を継続する。

ウ 処理見込み量（各処理工程の量）

発生量の見直しに応じて、再度、選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を推計する。

(4) 処理期間

発生量や処理方法の見直しを行った場合は、合わせて処理期間についても、変更が生じないか見直しを行い、実態に即した処理期間を設定する。

(5) 処理方法

分別・処理・再資源化（有害廃棄物、適正処理困難物、津波堆積物を含む）について、第2編第1章第5節の災害廃棄物の処理に基づき、処理を継続する。

なお、施設等の復旧状況を踏まえ、必要に応じて処理方法等の見直しを行う。

表2-28 災害廃棄物処理実行計画の構成

Ⅰ 計画策定の趣旨

計画の総論として次のⅠ～Ⅳを記載する。

(Ⅰ) 計画の目的

発生した災害の概要を踏まえ、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する事項を定める。

(Ⅱ) 計画の位置付け

計画を策定した時点で判明している災害廃棄物の処理見込み量をもとに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として策定することを記載する。

(Ⅲ) 計画の期間

災害廃棄物の処理が完了するまでの期間とすることを記載する。

(Ⅳ) 計画の見直し

策定後、処理を行う過程において、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更がある場合、適宜計画の見直しを行い、迅速かつ円滑な処理を行うことを記載する。

Ⅱ 被災の状況

市内の被災状況を、地図、記録写真を用いて、被害の概要を記載する。

また、地震・風水害による建物の全壊・半壊等の情報を掲載する。

Ⅲ 基本方針

第Ⅰ編第Ⅰ章第5節に示した処理方針を記載する。その際、大規模災害時には国が示す災害廃棄物処理指針や神奈川県の実行計画の方針との整合を図り、見直しや追加の方針が必要となる場合、適宜修正を行った上で、基本方針とする。

Ⅳ 処理主体・処理体制

第Ⅰ編第Ⅰ章第5節4処理主体と第Ⅰ編第2章第2節2の協力・支援体制をもとに、原則として市が処理主体となるが、災害の規模により、広域処理や神奈川県への事務委託を行う部分など、災害廃棄物の処理に係る各処理主体の役割分担と処理体制を明記する。

Ⅴ 対象とする災害廃棄物と発生量等

対象とする災害廃棄物は、第Ⅰ編第Ⅰ章第4節対象とする災害廃棄物の区分を掲載する。

(1) 発生量

現場の確認により把握した建物の被害棟数や津波の浸水範囲等の情報をもとに、第2編第1章第2節で発生量の推計に用いた計算式に基づき、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行う。津波浸水範囲の把握方法の一つとしては、航空写真を用いる方法がある。

災害廃棄物の発生量の推計は、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高め管理していく。

(2) 処理可能量

一般廃棄物処理施設の被災状況を踏まえて推計する。原則として、がれきは広域での処理、生活ごみ及びし尿は市内での処理を検討するが、施設の被災により発生量に対して処理可能量が不足する場合は、生活ごみやし尿についても広域での処理を要請する。

(3) 処理見込み量

処理しなければならない量は、建物所有者の解体意思や、海域へ流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なる。処理を進めていく上で、選別・破碎や焼却の各工程の処理見込み量を把握する。

6 処理期間

第1編第1章第5節3処理期間で東日本大震災の例を踏まえて最大で3年間を目途と設定しているが、災害の規模や被災状況等により、最適な処理期間を設定する。

処理期間の検討に当たっては、緊急性の高い事項を優先させるとともに、木くずなどは時間の経過に伴って再資源化が不可能になることが起きるため、災害廃棄物の種類ごとに目標を設定すべきである。

緊急性が高い事項は、次に挙げるものが考えられる。

- ① 道路障害物の撤去
- ② 仮設トイレ等のし尿処理
- ③ 有害廃棄物・危険物の回収
- ④ 倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去
- ⑤ 腐敗性廃棄物の処理

7 処理方法

(1) 処理フロー

発災後の処理方針、発生量、処理可能量、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえて、平時に作成した処理フローを参考に、被災状況を加味して作成する。

(2) 収集運搬

初動期及び応急対応の前半で実施してきたことを記載し、さらに、応急対応の後半で実施することについて記載する。その際、生活ごみ及びし尿と災害廃棄物については分けて記載する。

(3) 分別・処理・再資源化（有害廃棄物、適正処理困難物、津波堆積物を含む）

第2編第1章第5節災害廃棄物の分別・処理・再資源化に基づき、種類別の災害廃棄物について、それぞれの処理方法を記載する。

(4) 損壊家屋等の解体

第2編第4章損壊家屋等の解体・撤去に基づき、記載する。

- ① 環境部の所管の作業範囲（総務部（公的不動産活用課）と都市景観部（建築指導課）との調整）
- ② 要管理物の取扱い（石綿、PCB含有物、ガスボンベ等の解体・排出について）
- ③ 解体・撤去を優先的に行う地区等

(5) 仮置場

第2編第1章第3節仮置場の記載内容をもとに、次の内容について記載する。

- ① 一次仮置場及び二次仮置場の用途
- ② 仮置場の設置状況（名称、所在地、面積、地図）
- ③ 仮置場の管理（警備、火災対策、害虫対策及び悪臭対策、環境モニタリング）
- ④ 仮置場の復旧（土壌調査、原状回復）

(6) 環境対策、環境濃度測定及び環境モニタリング

第2編第1章第8節環境対策、環境濃度測定及び環境モニタリングに基づき、記載する。

市民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う旨を記載する。

(7) 思い出の品等

第2編第1章第6節1思い出の品等の取扱いに基づき、記載する。

8 実行計画の進捗管理

策定した実行計画の内容について、進行管理を行い、発生量の変化や作業の進捗状況の変化に応じて、処理期間の修正や処理方法の変更など内容の見直しを図り、必要に応じて計画の修正を行っていくことを記載する。